

令和 7 年 9 月 2 日
経済産業部工業・建設業・雇用促進課

公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの経営状況について

I 事業報告

1 会員への就業提供

	令和 6 年度	令和 5 年度
1) 会員数	2, 9 2 9 人	2, 8 4 3 人
2) 仕事受託件数	1 8, 5 9 4 件	1 8, 8 8 1 件
3) 契約金額	1, 4 1 7, 6 0 4, 8 2 9 円	1, 3 9 3, 0 8 8, 7 5 9 円
4) 就業延日人員	2 1 9, 5 3 1 人日	2 2 5, 5 6 8 人日
5) 就業実人員（就業率）	2, 1 3 0 人(72. 7%)	2, 0 5 0 人(72. 1%)
6) 会員配分金	1, 0 6 2, 3 7 0, 6 0 7 円	1, 0 3 0, 8 2 9, 2 3 0 円

2 仕事受託

1) 受託事業(件数、契約金額)

	令和 6 年度	令和 5 年度
① 公共区分	2, 0 7 4 件(9 1 2, 9 0 5, 3 2 2 円)	1, 9 8 9 件(8 9 4, 2 0 4, 0 7 2 円)
② 企業区分	4, 4 8 2 件(3 2 7, 7 2 1, 0 7 5 円)	4, 5 2 5 件(3 2 6, 0 2 8, 3 9 3 円)
③ 家庭区分	1 2, 0 0 9 件(1 7 4, 6 4 0, 3 9 1 円)	1 2, 3 4 2 件(1 7 0, 7 2 5, 0 4 4 円)
④ 独自区分	2 9 件(2, 3 3 8, 0 4 1 円)	2 5 件(2, 1 3 1, 2 5 0 円)

2) 指定管理者(※公共区分の内数) 6 2 7, 1 6 0 千円(令和 5 年度 6 2 0, 4 4 2 千円)

- ・自転車等駐車場 5 4 か所
- ・レンタサイクルポート 7 か所

3) 新規会員獲得 4 8 1 名(令和 5 年度 4 0 1 名)

- ・集合・個別・オンライン説明会 4 1 8 名
- ・出張説明会 6 3 名

3 会員の人材育成等(研修実施状況)

1) 入会時研修(個別面談・オンライン面談・出張説明会) 延 4 8 1 人

2) 技能研修

- ・植木剪定、除草、就業支援、指定管理者事業 年 4 5 回、延 4 2 2 人

3) 会員研修

- ・家事援助サービス就業会員等 年 5 0 回、延 7 0 8 人

4) 職員研修

- ・決算・接遇等 年 3 1 回、延 9 8 人

4 広報活動

1) 広報紙の発行 年 4 回発行、1 回各 4, 0 0 0 部

2) リーフレット、区広報等(会員募集、仕事拡大)

Ⅱ 令和6年度 収支決算総括表

(単位:円) ²

大 科 目	勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	合　　計
	中科目	公1		
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経　常　収　益				
	受取会費	1,412,500	1,412,500	2,825,000
	事業収益	1,402,211,510	15,393,319	1,417,604,829
	受取補助金等	107,613,125	0	107,613,125
	雑収益	6,931	6,930	13,861
	経常収益計	1,511,244,066	16,812,749	1,528,056,815
(2)経常費用				
	事業費	1,523,977,862	0	1,523,977,862
	管理費	0	16,812,749	16,812,749
	経常費用計	1,523,977,862	16,812,749	1,540,790,611
	評価損益等調整前当期計上増減額	△ 12,733,796	0	△ 12,733,796
	当期経常増減額	△ 12,733,796	0	△ 12,733,796
2. 経常外増減の部				
	(1)経常外収益			
	経常外収益計	0	0	0
	(2)経常外費用			
	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 12,733,796	0	△ 12,733,796
	一般正味財産期首残高	99,930,975	6,770,618	106,701,593
	一般正味財産期末残高	87,197,179	6,770,618	93,967,797
Ⅱ　指定正味財産増減の部				
	(1)収益			
	受取補助金	2,830,850	0	2,830,850
	(2)費用			
	一般正味財産への振替	△ 297,396	0	△ 297,396
	当期指定正味財産増減額	△ 297,396	0	△ 297,396
	指定正味財産期首残高	119,035	0	119,035
	指定正味財産期末残高	2,652,489	0	2,652,489
Ⅲ	正味財産期末残高	89,849,668	6,770,618	96,620,286

Ⅲ 令和7年度 事業計画

1 会員への就業提供(予定)

	令和7年度計画	令和6年度計画
1) 会員数	3, 000人	3, 050人
2) 仕事受託件数	18, 600件	20, 000件
3) 請負契約金額	1, 461, 320千円	1, 420, 000千円
4) 派遣契約金額	1, 500千円	—
5) 就業延日人員	240, 000人日	245, 000人日
6) 就業実人員(就業率)	2, 400人(80. 0%)	2, 196人(72. 0%)

2 仕事受託(予定)

1) 受託事業(件数、契約金額)

	令和7年度計画	令和6年度計画
①公共区分	2, 100件(924, 000千円)	2, 100件(915, 000千円)
②企業区分	4, 500件(345, 000千円)	4, 820件(330, 500千円)
③家庭区分	11, 970件(190, 020千円)	13, 055件(172, 400千円)
④独自区分	30件(2, 300千円)	25件(2, 100千円)

2) 指定管理者(※公共区分の内数) 625, 765千円(令和6年度612, 464千円)

- ・自転車等駐車場 54か所
- ・レンタサイクルポート 7か所

3) 発注者訪問、新規会員獲得

3 会員等の人材育成等(研修実施予定)

- 1) 適正就業等研修・・・入会時研修(本部、出張各月1回、個別、オンライン)、年次別研修(年2回)
- 2) 技能向上研修・・・技能研修(年27回)、
- 3) 安全就業・マナー向上研修・・・(年38回)
- 4) 地域活動推進研修・・・エリアマネージャー・エリアサブマネージャー研修(各年1回)
- 5) 職員等研修・・・役員研修(年4回)、職員研修

4 調査・広報活動

- 1) 広報紙の発行 年4回(2回はホームページでのデジタル発行)
- 2) リーフレット、区広報等(会員、仕事拡大)

(単位:円)

大 科 目	勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
	中科目	公 1		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経 常 収 益				
受 取 会 費		1,500,000	1,500,000	3,000,000
事 業 収 益		1,443,791,446	17,524,554	1,461,316,000
労働者派遣事業等受託収益		171,000	0	171,000
受 取 補 助 金 等		121,040,000	0	121,040,000
雑 収 益		0	0	0
経 常 収 益 計		1,566,502,446	19,024,554	1,585,527,000
(2) 経 常 費 用				
事 業 費		1,566,502,446	0	1,566,502,446
管 理 費		0	19,024,554	19,024,554
経 常 費 用 計		1,566,502,446	19,024,554	1,585,527,000
当 期 経 常 増 減 額		0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経 常 外 収 益				
経 常 外 収 益 計		0	0	0
(2) 経 常 外 費 用				
経 常 外 費 用 計		0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額		0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額		0	0	0
期 首 一 般 正 味 財 産		99,930,975	6,770,618	106,701,593
期 末 一 般 正 味 財 産		99,930,975	6,770,618	106,701,593
II 指定正味財産増減の部				
(1) 収 益				
収 益 計		0	0	0
(2) 費 用				
一般正味財産への振替額		937,001	0	937,001
費 用 計		937,001	0	937,001
当期指定正味財産増減額		△ 937,001	0	△ 937,001
指定正味財産期首残高		2,707,631	0	2,707,631

IV 令和7年度 収支予算総括表(正味財産増減計算)

(単位:円)

大 科 目	勘定科目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
	中科目	公 1		
Ⅰ 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
指定正味財産期末残高		1,770,630	0	1,770,630
Ⅲ 正 味 財 産 期 末 残 高		101,701,605	6,770,618	108,472,223

令和7年度定時総会 次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 会員等表彰
4. 来賓祝辞
5. 議長選出
6. 資格審査報告
7. 議 事
 - (1) 第1号議案 令和6年度 決 算
監 査 報 告
 - (2) 第2号議案 定款の変更
 - (3) 第3号議案 役員の報酬等に関する規程の改正
 - (4) 第4号議案 理事・監事の選任
8. 報告事項
 - (1) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和6年度 事業報告
 - (2) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和7年度 事業計画
 - (3) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和7年度 収支予算
9. 閉会の挨拶
10. 閉 会

目 次

報告事項 (1) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和6年度 事業報告	1
I. 事業報告書	2
II. 資 料	12
1. 会員状況	
(1) 年齢別・性別	12
(2) 年度別・年齢別	13
(3) 年度別入退会	14
(4) 年度別退会理由	15
2. 事業実績	
(1) 月別・事業別	16
(2) 年度別・事業別	17
(3) 職群別	18
(4) 年齢別・性別・年度別（会員就業状況）	19
(5) 年齢別就業率	20
(6) 年度別・性別（会員就業状況）	20
(7) パソコン・スマホ教室	21
(8) カルチャー教室	22
(9) 和小物の作製・販売	23
(第1号議案) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和6年度 決算	24
貸借対照表	25
正味財産増減計算書	26
正味財産増減計算書内訳表	28
財産目録	30
財務諸表に対する注記	32
監査報告書	34
(第2号議案) 定款の変更	35
(第3号議案) 役員の報酬等に関する規定の改正	38
(第4号議案) 理事・監事の選任	40
報告事項 (2) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和7年度 事業計画	42
報告事項 (3) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 令和7年度 収支予算	47
(参 考) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 定 款	49
表彰規程・表彰規程施行基準	58
令和6年度 会員被表彰者名簿・役員被表彰者名簿・職員被表彰者名簿	60
令和7年度「安全就業啓発標語」選考結果	62
役員名簿	63

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
令和 6 年度 事業報告

このことについて、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
定款第 40 条の規定により、報告をいたします。

令和 7 年 6 月 20 日

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
会 長 山 田 正 孝

I. 事業報告書

1 概況

この間の社会状況を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、世界規模で社会・経済活動が抑制され、当センターの会員数も令和元年度末時点で3,121人であったものが令和5年度末時点では2,843人まで減少するなど、様々な形での影響を受けてまいりました。

しかしながら、令和5年5月からは従前2類相当とされていた新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へとその位置づけを変えたことなどをきっかけとして、社会全体が従前の活動を取り戻しつつあり、会員数も令和6年度末時点では2,929人まで復調するとともに、事業実績においても、契約金額の総計で14億を超える事業規模となりました。また、配分金につきましても前年度比で3,154万円、率にして3.1%増加する状況となっております。こうした実績を生み出した要因と致しましては、各会員の皆様方のご尽力に加え、人件費の上昇に伴って配分金の金額が上昇したことなどもあるものと考えております。

2 事業実施状況

(1) 就業の状況と就業開拓

令和6年度の当センターの契約金額全体の公民比率は64：36となっており、近年、公共部門は堅調に推移しているものの、民間部門はその構成比率が減少傾向にあります。そのため、当センターは、役員、会員及び事務局職員が就業先の維持・拡大及び新規開拓に向けて、引き続き以下のように取り組みました。

① 発注者訪問・就業開拓

令和6年度は、新型コロナやインフルエンザの感染状況を踏まえ未実施となっていた全理事による発注者訪問を再開しました。10～11月に7件の発注者を訪問し、発注量や職種の維持・拡大の要請、就業会員の評価や要望事項等の聞き取りを行い、改善を図りました。

② 公共事業及び指定管理者事業

地方自治法に基づく「政策目的随意契約」の対象団体である当センターは、世田谷区と連携して政策目的に適った受注確保に努めています。

区立自転車等駐車場やレンタサイクルポートは、平成28年度から5年間の第4次指定管理者の指定に引き続き、令和3年度から5年間の第5次指定管理者となり、自転車等駐車場54か所、レンタサイクルポート7か所の合計61か所を管理し、延441人の会員が就業しました。契約金額は、当センター全体の44.2%を占める6億2,716万円になりました。

③ 民間事業と家事援助サービス

近年の傾向として、民間事業については受注件数が減少し、一部の企業などを除くと、小規模な単発受注が多い状況となっています。

家事援助サービスでは、会員コーディネーターが会員の円滑な就業に努めた結果、近年のコロナ禍による受注の落ち込みから好転しました。令和6年度は279人の会員により年間3,990件の契約実績で、前年度比276件の増となりました。一方、65歳以上の高齢者世帯向けの「あったかサポート」事業では、家具等の移動、買い物、電球の取替えなど、令和6年度実績は22件で、前年度比24件の減となりました。

なお、平成27年1月より実施している「支えあいサービス」の令和6年度契約実績は287件となり、前年度に比べ102件の減となりました。引き続き世田谷区や世田谷区社会福祉協議会との連携強化を図ってまいります。

④ 独自事業

会員の優れた技術や経験を活かした当センターの独自事業は、情報化に対応したパソコン教室、趣味活動のカルチャー教室を展開しました。また、児童生徒の学習教室は、開講人数に満たなかったため未開催となりました。

令和7年1月からは和小物の作製・販売事業を新設し、小物づくりが得意な会員と観光客との交流に興味がある会員の活躍の場を展開しました。

独自事業全体の事業実績は前年度に比べ9.7%の増となりました。

⑤ 仕事別グループ

当センターでは、事業運営の効率化や会員相互の連帯感等の強化をめざし、仕事別グループを認定して、グループによる自己完結的な仕事の推進を図っています。植木剪定、除草、家事援助などのグループが、受注受付やグループ内の連絡調整などを積極的に図り、就業実績や成果の向上につなげています。また、自転車等駐車場・レンタサイクルグループについては、指定管理者制度に基づき、世田谷区との連絡・調整、契約・精算の他、自転車等駐車場管理センターが主体となり会員間の相互調整や研修等を自主的に行っています。

なお、仕事別グループ交流会議は未開催となりましたが、各グループではリーダー会議や全体会を開催し、安全就業や事業拡大への取組につなげました。

(2) 就業改善の推進

① 4回ルールの徹底、ワークシェアリングの推進を図りました。

② 会員意識・意向調査の実施

当センター運営における基礎資料として活用するため、中期5か年計画に基づき、5年ごとに全会員を対象とした意識・意向調査を実施しています。

本年度は、就業に関する設問を拡充し、あわせて例年実施している未就業会員を対象とした意向調査も兼ねて実施いたしました。発送件数は2,919件、回答件数は1,447件で、回答率は49.6%でした。本調査では、希望職種や緊急連絡先など、会員個々の情報をより新しい内容に更新し、今後の事業運営やマッチング精度の向上に有効活用してまいります。

③ さわやか相談窓口と事務局相談による就業促進

毎月第1月曜日(原則)に開設している「さわやか相談窓口」は、理事が交代で会員からのさまざまな相談を受ける窓口で、令和6年度は18人の相談を受けました。なお、事務局窓口では平日の業務時間内に就業に関する会員の相談を受けており、いずれも会員の就業支援・促進の役割を担っています。

（３）安全就業の徹底

安全就業は就業継続の前提条件であり、当センター事業運営においての最優先事項になっています。

当センターの「安全就業推進計画」に基づき、広報誌「シルバーせたがや」による意識啓発を行うとともに、安全委員会委員による安全就業強化月間（７月）のパトロールでは、転倒防止や熱中症対策、その他安全に関する注意喚起のため、実態調査を実施しました。

また近年の傷害事故とりわけ自転車事故や転倒事故の増加に伴い、安全はすべてに優先することを主眼として、「自転車講習会」を開催しました。さらに緊急時の対応に備えて、施設管理などのＡＥＤが設置されている就業先の会員を対象に「ＡＥＤの使い方・救命救急勉強会」も開催しました。

都連合や第４ブロック（品川区、渋谷区、大田区、目黒区、世田谷区、港区の各シルバー）共同で実施する研修参加などにより、安全就業への意識高揚を図るなど安全対策を実施しました。

（４）社会奉仕活動

公益法人改革により、当センターの事業目的に社会奉仕活動の実施が追加されたことに伴い、より一層の社会貢献が期待されています。

当センターでは、例年、たまがわ花火大会翌日の河川敷清掃や東京マラソン祭りの応援ボランティア、ボランティア協会等との連携による社会奉仕活動を実施しています。また、地域組織の各組では、自主的に地元町会等のボランティア活動に加わるなど、１５の組で５７日間にわたり延３８０人の会員が地域の清掃など、さまざまな社会奉仕活動を行い地域の方々との連携を行っています。

また、平成２６年５月より用賀ワークプラザ２階に開設した高齢者区民向け「あったかサロン」事業は、楽しくおしゃべりをしていただくとともに時節に合った催し物を開催し、高齢者の孤独の解消を図ろうとするものです。

令和６年度は、従来の用賀ワークプラザで週１回開催（参加費無料、茶菓の提供なし）のほか、４月から新たに三軒茶屋にある世田谷産業プラザ３階の小会議室にもサロンを展開（月１回の開催、参加費無料、茶菓の提供なし）し、計６１日開催、延４３４名の高齢者が利用されました。センター会員ボランティア登録者は６４人となっており、ボランティア会員の献身的な協力で運営されました。引き続き拡充・拡大を目指します。

（５）人材育成及び研修

当センターの仕事の評価は、仕事の完成度、会員の技能、モラルやマナーなどに大きく左右されます。公共事業に限らず、企業や家庭の就業でも、発注者はより質の高いサービスをセンター会員に求めてきています。

指定管理者事業の就業会員全員に対する接遇研修、家事援助サービスでの研修やコーディネーターの指導等のほか、会員全員を対象にした入会時研修、３年次研修に加えて、組長・班長合同研修、仕事別グループによる技能研修、都連合や第４ブロックでの共同研修など、会員の経験や役割に応じた研修で動機づけを図りながら、技能やマナーの向上に向けた人材育成に取り組みました。

令和6年度 研修実施状況

12

区 分	研 修 内 容 (主催・実施場所等)	期 日 ・ 参 加 人 員
入会時研修	入会説明会 (入会希望者対象) 出張説明会 (入会希望者対象)	宮坂本部説明会・個別説明会・ オンライン説明会 入会者 418人 年6回 入会者 63人
技 能 研 修	就業支援講習 (植木の剪定・毛筆筆耕・家事援助・接遇等) (都連合) 「指定管理者事業」 自転車等駐車場 防災訓練 " " " 新規就業者研修 " " " 救命救急研修 " " " リーダー研修 " " " サブリーダー研修 " " " 新人就業者研修 " " " 中堅就業者研修 " " " インタビューポート コミュニティサイクルシステム管理者研修	年間 12人37日 1月17日 (午前・午後) (2回33人) 年 間 (12回55人) 11月12、13日 (31人2日) 5月23日 (21人1日) 6月21日 (52人1日) 5月20日、21日 (33人2日) 7月23、30日、8月29日、9月24日、 10月22日 (午前・午後) (168人10回) 7月18日 (17人1日)
会 員 研 修	家事援助サービス就業会員研修 (新入研修) 支えあいサービス活動前研修 (登録会員向け) 支えあいサービスフォローアップ研修 (就業中会員向け) 危険予知活動 (都連合) 除草就業会員研修 (新入研修会) 一般会員研修 3年次研修 組の「地域活動懇談会」講習会 (防犯・防災・福祉等)	年12回 (延70人) 年5回 (延47人) 年2回 (延12人) 6月21日 (2人1日) 年11回 (延45人) 7月19日、11月20日 (2回89人) 6月～2月 (延443人)
職 員	新人事務局長研修、新任職員研修、自主事業研修、入会説明会参加者UP研修、新任主任研修、情報セキュリティ対策、会員向けアプリ利用研修、情報交換会議、福祉・家事援助サービス事業担当者交流会、昇任選考研修、人権・非行防止・個人情報保護研修、システム研修、就業開拓勉強会、ネット販売の第一歩勉強会、メンタルヘルス (セルフケア) 研修、クレーム対応 (ハードクレーム) 研修、コミュニケーション研修、主事・主任交流研修、中堅職員研修、決算実務研修、総会運営研修、自主事業のテーマを考える勉強会 【オンライン研修】 IT 導入補助金研修、会員属性情報更新機能説明会 交通安全講習、普通救命講習 (AED 含)、保険対応研修、ハラスメント研修 (第4ブロック)	年26回 (延74人) 年5回 (延24人)

(注) 研修内容 (主催・実施場所等) の欄における () 内の表示は、
(都連合) 公益財団法人東京しごと財団、
(第4ブロック) 品川区、渋谷区、大田区、目黒区、世田谷区、港区シルバー人材センター共同実施。
それ以外は、当センターが企画・実施した研修。

(6) 広報・調査活動

- ① これまで当センターでは、事業の普及啓発や会員募集に役立てるため、各種ポスター・リーフレット類を作成し、区民まつりをはじめ区内イベント等でのPR活動の実施や協力者宅へのポスター掲示などを行ってきました。

令和6年度は、区民まつり等のイベント参加の他、LINE、Instagram、Facebook 等へのWEB 広告を中心に広告掲載を実施しました。

会員向け広報誌「シルバーせたがや」についても、例年どおり四半期ごとに年4回発行し、事業の進捗状況の報告や各部会・委員会の情報、会員の就業情報など、会員が求める情報を発信できるよう努めてまいりました。

② サービス満足度調査等の実施

家事援助・育児支援サービスを継続してご利用いただいている約400件の発注者に対しては、翌年度の意向確認やアンケート調査を実施しました。その結果、作業内容では81%、会員の態度では88%の発注者からそれぞれ「良かった」という回答が寄せられました。除草グループでも同様のアンケートを2回実施し、作業内容では1回目91%、2回目89%、会員の態度では1回目94%、2回目98%の発注者からそれぞれ「良かった」という回答が寄せられています。今後もより良い評価の維持に努めてまいります。

令和6年度 広報実施状況

区 分		説 明	実施内容
印刷物による広報	広報誌「シルバーせたがや」の発行	会員への各種情報提供と一般区民向けの情報誌として、各種調査報告やセンター事業紹介、安全就業の呼びかけ等を掲載。また、安全標語の募集等各種のチラシのはさみ込みを行い、情報提供の拡大を図った。	年4回 発行 1回 4,000部
	リーフレット等の作成・配布	リーフレットは、一般区民向け及び入会希望者向けに作成し、新たな就業開拓活動等にも活用。	随時
	区広報の活用	センターへの理解と協力を広く区民にPRした。	年1回
ポスター掲示等		協力を得られた区民、役員、地域組長、及び地域班長等の自宅の塀や生垣等へもPR用ポスターを引き続き掲示した。	年間
資料の提供		会員への情報・資料等の提供をはじめ、関係機関等への情報提供を行った。また、ホームページの内容の充実を図り、随時更新を行うことによりタイムリーな情報を広く提供した。	随時
広告		公共機関への広告掲載やWEB 広告、新聞折込等を実施した。	随時

(7) 理事会の活性化・組織活動の充実

平成23年4月の公益法人改革により理事会や役員の権限・責任が強化され、役員の一体性・機動性が期待されています。

理事会の役割や活動が重要となる中で、令和3年度には部会、委員会を再編成し、総務部会、地域組織・会員部会、広報・広聴部会、安全委員会と従来の部会、委員会を集約し、より迅速かつ円滑に決定を行えるようにしました。3つの部会では特定事項の調査分析・検討を行い迅速かつ円滑な決定を行うとともに、安全委員会では近年の会員による傷害事故・賠償事故の発生に伴いさまざまな啓発活動を実施しました。

3 会 員

令和6年度中に入会者数は481人（男274人、女207人）、退会者数は395人（男237人、女158人）となり、令和6年度末の会員数は2,929人（男1,922人、

女1,007人)となりました。

なお、入会者数481人の内訳は、宮坂本部での集合形式386人、個別形式22人、オンライン形式10人、出張説明会63人となりました。

また、会員の平均年齢は76.6歳、最高齢は96歳、最も会員数の多い年代は75～79歳代が32.5%、次いで80歳以上が30.1%となっています。

4 仕事の提供（受託事業及び独自事業）

（1）受託件数

総受託件数は18,594件で、前年度に比べ287件減少しました。

発注者別に見ると、公共事業は85件増の2,074件、民間事業は372件減の16,520件となりました。なお、民間事業の内訳は、企業等が43件減の4,482件、家庭が333件減の12,009件、その他独自事業が4件増の29件となりました。

（2）契約金額

契約金の総額は14億1,760万円で、前年度に比べ1.8%、金額で2,452万円の増となりました。発注者別では、公共事業が2.1%増の9億1,290万円（構成比64%）、民間事業が1.2%増の5億470万円（構成比36%）となりました。

（3）配分金

配分金の総額は10億6,237万円で、前年度に比べ3.1%、金額で3,154万円の増となりました。発注者別では、公共事業が4.4%増の6億1,322万円（構成比58%）、民間事業が1.3%増の4億4,915万円（構成比42%）となりました。

（4）就業人員及び就業率

令和6年度中に1回以上就業した会員（就業実人員）は2,130人、前年度に比べ80人の増となりました。また、就業率は72.7%と前年度に比べ0.6ポイントの増となり、目標値の72%に達しました。

今後も、さらなる就業拡大のため、会員の確保、仕事の開拓、ワークシェアリングの推進に努めていきます。

5 附属明細書

令和6年度事業報告に、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」はありませんでした。

6 令和6年度 会議開催状況

定 時 総 会

開 催 日	主 な 会 議 内 容
令和6年 6月20日	会 場：成城ホール（砧区民会館） 時 間：午後1時30分～ 出席者：会員総数2,823名中78名 他に委任状提出及び議決権行使書提出者1,694名 合計1,772名 ○議 事 第1号議案 令和5年度 公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター 決算・監査報告 第2号議案 公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター 理事の選任 ○報告事項 (1) 令和5年度 事業報告 (2) 令和6年度 事業計画 (3) 令和6年度 収支予算 ○ 議長に増木貴安会員が選任され、議事を進めた。 ○ 報告事項（1）及び議案1について工藤事務局長より資料による説明がされたあと、 市野監事より監査報告があった。 質疑応答の後満場一致で原案通り承認された。 ○ 議案2について山田会長より資料による説明がなされ、満場一致で原案通り承認され た。 ○ 報告事項（2）、（3）について工藤事務局長より報告された。

理 事 会

回	開催日	議 題 等
第1回	4月26日	(審議事項) 1 入会について 2 令和5年度 事業報告(案)について 3 令和5年度 決算(案)について 監査報告について 4 令和5年度 会員表彰者の決定について 5 理事候補者の決定について (報告事項) 1 会員の退会について 2 事業実施状況報告 3 部会・委員会報告 4 事務局報告
第2回	5月27日	(審議事項) 1 入会について (報告事項)

回	開催日	議 題 等
		1 会員の退会について 2 事業実施状況報告 3 部会・委員会報告 4 事務局報告
第3回	6月20日	(審議事項) 1 新役員の役割決定について
第4回	6月27日	(審議事項) 1 入会について 2 職員の昇格に関する基準等の改正について 3 さわやか相談窓口運営要領 (報告事項) 1 会員の退会について 2 事業実施状況報告 3 部会・委員会報告 4 事務局報告
第5回	7月26日	(審議事項) 1 入会について 2 役職員の職務及び権限に関する規程の改正について 3 8月入会申込者のみなし決議の実施について (報告事項) 1 会員の退会について 2 事業実施状況報告 3 部会・委員会報告 4 事務局報告
臨時	8月23日 みなし決議	(審議事項) 1 入会承認について
第6回	9月26日	(審議事項) 1 入会について 2 配分金明細書の確認方法の切り替えについて (報告事項) 1 会員の退会について 2 事業実施状況報告 3 部会・委員会報告 4 事務局報告
第7回	10月28日	(審議事項) 1 入会について 2 フリーランス法及び包括的契約に対応した関係規程の変更について

回	開催日	議 題 等
		(報告事項) 1 会員の退会について 2 事業実施状況報告 3 代表理事・執行理事の職務執行状況報告 4 部会・委員会報告 5 事務局報告
第8回	11月27日	(審議事項) 1 入会について 2 派遣事業の参入について (報告事項) 1 会員の退会について 2 理事・監事の就業について 3 令和7年度配分金単価について 4 事業実施状況報告 5 部会・委員会報告 6 事務局報告
第9回	12月26日	(審議事項) 1 入会について 2 令和6年度 職員給与等の改正について 3 派遣事業に関わる個人情報適正管理要項の制定について 4 和小物の作製・販売事業の関連要綱整備について 5 役員賠償責任保険の加入について 6 補正予算について (報告事項) 1 会員の退会について 2 理事・監事の就業について 3 事業実施状況報告 4 部会・委員会報告 5 事務局報告
第10回	1月27日	(審議事項) 1 入会について 2 職員退職金支給規程の改正について 3 職員就業規則の改訂について (報告事項) 1 会員の退会について 2 事業実施状況報告

回	開催日	議 題 等
		3 発注者訪問での指摘事項に関する対応状況について 4 外部理事就任依頼および外部監事推薦依頼について 5 部会・委員会報告 6 事務局報告
第 11 回	2 月 26 日	(審議事項) 1 入会について 2 職員給与規程及び準職員就業規則の改正について 3 リース資産取得資金の取り崩し及び積み立てについて (報告事項) 1 会員の退会について 2 事業実施状況報告 3 第 5 次中期 5 か年計画策定委員会報告 4 会員意識・意向調査報告書について 5 部会・委員会報告 6 事務局報告
第 12 回	3 月 28 日	(審議事項) 1 入会について 2 令和 7 年度 事業計画(案)について 3 令和 7 年度 予算(案)について 4 補正予算について 5 地域組織関連規則の制定廃止等について 6 和 small 物の作製・販売事業実施要綱の改正について (報告事項) 1 会員の退会について 2 事業実施状況報告 3 令和 6 年度理事・監事の就業について 4 代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告 5 令和 6 年度新規・重点取り組み実績報告 6 部会・委員会報告 7 事務局報告

- (ア) 総 務 部 会 (11 回)
 (イ) 地域組織・会員部会 (11 回)
 (ウ) 広 報 ・ 広 聴 部 会 (11 回)
 (エ) 安 全 委 員 会 (6 回)

Ⅱ. 資 料

19

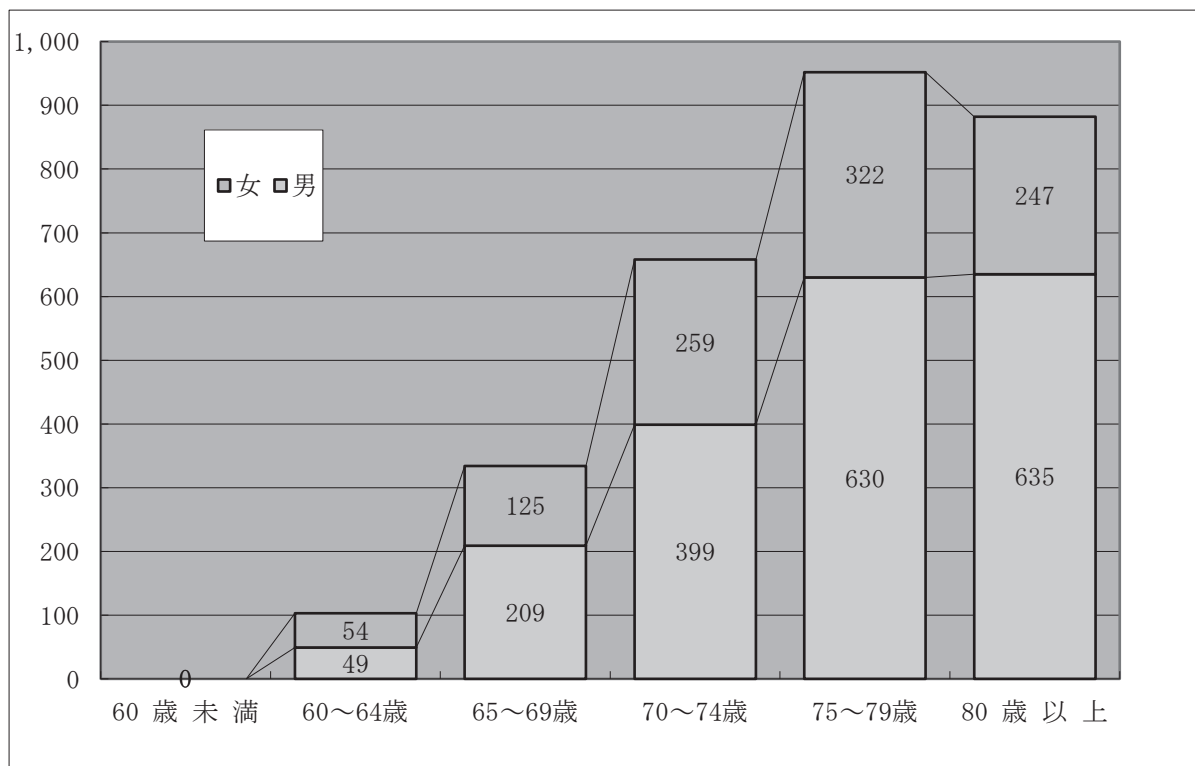
1. 会員状況

(1) 年齢別・性別

令和7年3月31日 現在

性別 年齢別	計		男		女	
	会員数	構成比	会員数	構成比	会員数	構成比
60 歳 未 満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
60 ～ 64 歳	103	3.5%	49	2.5%	54	5.4%
65 ～ 69 歳	334	11.4%	209	10.9%	125	12.4%
70 ～ 74 歳	658	22.5%	399	20.8%	259	25.7%
75 ～ 79 歳	952	32.5%	630	32.8%	322	32.0%
80 歳 以 上	882	30.1%	635	33.0%	247	24.5%
合 計	2,929	100.0%	1,922	100.0%	1,007	100.0%
平均年齢（歳）	76.6		77.0		75.7	
最高年齢（歳）	96		96		95	
男 女 比（%）			65.6%		34.4%	

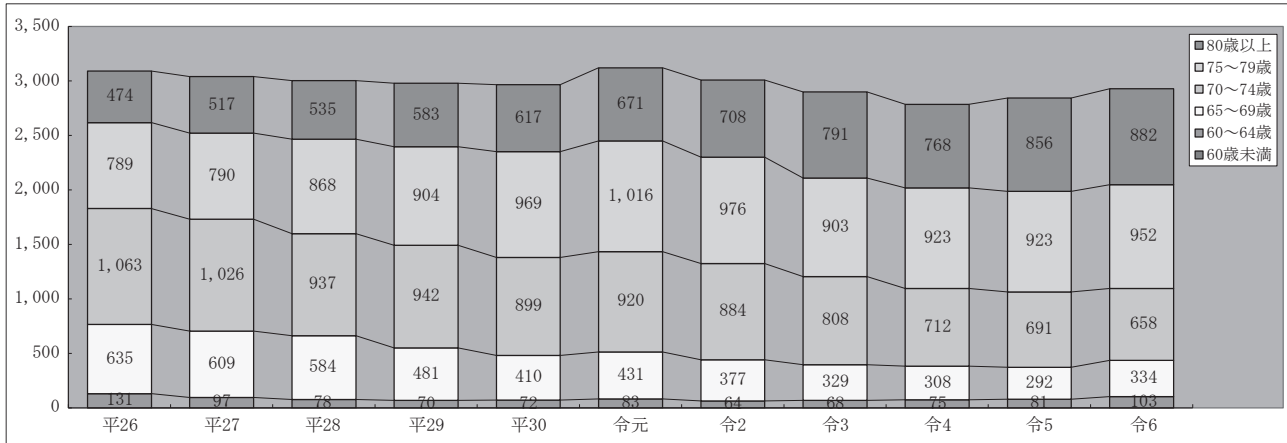
（単位：人）



	60 歳 未 満	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80 歳 以 上
男	0	49	209	399	630	635
女	0	54	125	259	322	247
合 計	0	103	334	658	952	882

(2) 年度別・年齢別

(単位：人)



	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
60歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	131	97	78	70	72	83	64	68	75	81	103
65～69歳	635	609	584	481	410	431	377	329	308	292	334
70～74歳	1,063	1,026	937	942	899	920	884	808	712	691	658
75～79歳	789	790	868	904	969	1,016	976	903	923	923	952
80歳以上	474	517	535	583	617	671	708	791	768	856	882

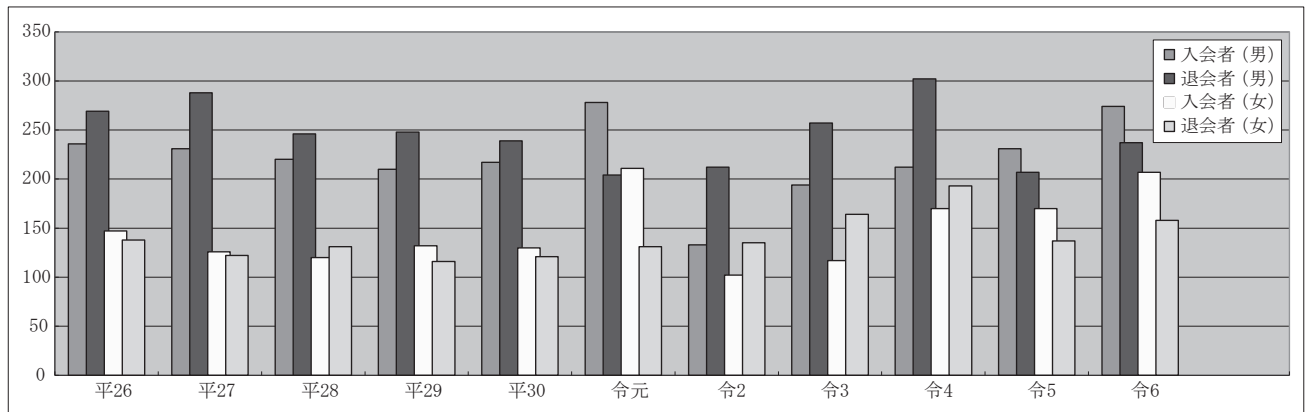
(3) 年度別入退会

(単位：人)

年度	年度初会員数			入会者数			退会者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
昭53	1,983	1,475	508	198	143	55	45	37	8
中略									
平26	3,116	2,195	921	383	236	147	407	269	138
平27	3,092	2,162	930	357	231	126	410	288	122
平28	3,039	2,105	934	340	220	120	377	246	131
平29	3,002	2,079	923	342	210	132	364	248	116
平30	2,980	2,041	939	347	217	130	360	239	121
令元	2,967	2,019	948	489	278	211	335	204	131
令 2	3,121	2,093	1028	235	133	102	347	212	135
令 3	3,009	2,014	995	311	194	117	421	257	164
令 4	2,899	1,951	948	382	212	170	495	302	193
令 5	2,786	1,861	925	401	231	170	344	207	137
令 6	2,843	1,885	958	481	274	207	395	237	158

※ 令和6年度末会員数は、 2,929 人

(単位：人)



	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
入会者 (男)	236	231	220	210	217	278	133	194	212	231	274
退会者 (男)	269	288	246	248	239	204	212	257	302	207	237
入会者 (女)	147	126	120	132	130	211	102	117	170	170	207
退会者 (女)	138	122	131	116	121	131	135	164	193	137	158

(4) 年度別退会理由

(単位：人)

退 会 理 由														
年度	本人病気	その他 で就職	死 亡	転 居	希望する 仕事なし	就業機 会なし	家庭の 事情 (介護等)	会費未納	加齢	他団体等 への加入	センター 運営に対 する不満	未回答 (不明)	その他	合計
昭53	10	9	4	9									13	45
中略														
平26	72	50	29	40	7	22	9	94	24	1	6	40	13	407
平27	77	34	34	32	8	12	16	110	23	0	2	41	21	410
平28	99	34	33	23	9	17	17	97	19	0	1	19	9	377
平29	75	34	30	24	6	16	19	89	28	0	1	37	5	364
平30	68	21	31	22	6	10	15	87	25	0	0	58	17	360
令元	91	14	40	20	5	9	18	45	29	0	0	27	37	335
令 2	67	10	30	36	11	6	15	58	33	0	2	38	41	347
令 3	65	8	38	30	10	10	14	87	39	0	0	60	60	421
令 4	160	26	41	35	7	11	25	44	38	0	4	17	87	495
令 5	79	21	33	25	2	5	7	59	24	0	1	62	26	344
令 6	91	18	36	18	10	3	12	107	17	0	2	28	53	395

２．事業実績

23

(1) 月別・事業別

令和6年4月1日～令和7年3月31日

月 別	月 末 会員数	事業別	受 託 事業件数	就 業 人 員			契 約 金 額			単位：円
				実人員	延実人員	延日人員	配 分 金	材料費・その他	(収入) 事 務 費	
4 月	2,872	公 共	160		1,081	9,163	51,428,973	7,669,193	6,468,994	65,567,160
		企業等	361		721	6,095	24,163,934	7,800	3,213,604	27,385,338
		家 庭	817		1,026	2,763	10,260,009	41,294	742,861	11,044,164
		独 自	2		6	21	138,155	0	10,010	148,165
		合 計	1,340	1,626	2,834	18,042	85,991,071	7,718,287	10,435,469	104,144,827
5 月	2,911	公 共	184		1,158	9,472	53,549,954	15,678,518	6,994,868	76,223,340
		企業等	367		763	6,320	25,354,988	25,868	3,303,940	28,684,796
		家 庭	1,140		1,507	3,459	14,776,366	68,134	1,397,952	16,242,452
		独 自	2		9	29	149,270	0	10,010	159,280
		合 計	1,693	1,670	3,437	19,280	93,830,578	15,772,520	11,706,770	121,309,868
6 月	2,853	公 共	183		1,178	9,206	52,014,147	17,050,055	6,826,889	75,891,091
		企業等	372		821	6,062	24,066,357	14,126	3,154,922	27,235,405
		家 庭	1,262		1,737	3,619	16,998,607	36,643	1,867,207	18,902,457
		独 自	2		7	26	138,155	0	10,010	148,165
		合 計	1,819	1,734	3,743	18,913	93,217,266	17,100,824	11,859,028	122,177,118
7 月	2,866	公 共	157		1,143	9,517	53,836,467	16,014,404	7,058,440	76,909,311
		企業等	369		775	6,346	25,824,000	25,746	3,376,632	29,226,378
		家 庭	1,191		1,627	3,746	16,372,490	64,108	1,736,882	18,173,480
		独 自	1		3	11	77,000	0	10,010	87,010
		合 計	1,718	1,684	3,548	19,620	96,109,957	16,104,258	12,181,964	124,396,179
8 月	2,888	公 共	166		1,132	9,335	52,750,876	15,726,297	6,841,870	75,319,043
		企業等	358		705	5,847	23,783,278	20,407	3,111,063	26,914,748
		家 庭	971		1,254	3,321	11,551,654	57,970	943,069	12,552,693
		独 自	2		8	26	138,155	0	10,010	148,165
		合 計	1,497	1,647	3,099	18,529	88,223,963	15,804,674	10,906,012	114,934,649
9 月	2,920	公 共	168		1,118	8,838	50,711,963	19,355,596	6,698,650	76,766,209
		企業等	375		777	5,876	23,484,020	16,553	3,110,128	26,610,701
		家 庭	1,081		1,549	3,553	14,197,609	9,157	1,333,772	15,540,538
		独 自	2		15	36	149,155	0	10,010	159,165
		合 計	1,626	1,687	3,459	18,303	88,542,747	19,381,306	11,152,560	119,076,613
10 月	2,914	公 共	169		1,142	9,207	53,446,863	18,674,687	6,844,772	78,966,322
		企業等	386		812	6,497	25,827,825	40,531	3,400,362	29,268,718
		家 庭	1,200		1,756	3,868	17,182,503	91,764	1,775,145	19,049,412
		独 自	2		8	23	137,135	0	13,130	150,265
		合 計	1,757	1,712	3,718	19,595	96,594,326	18,806,982	12,033,409	127,434,717
11 月	2,923	公 共	205		1,173	8,963	51,054,128	20,651,972	6,591,001	78,297,101
		企業等	394		836	6,395	25,296,186	215,877	3,337,087	28,849,150
		家 庭	1,166		1,681	3,652	16,922,837	97,433	1,922,491	18,942,761
		独 自	2		12	47	197,630	0	11,960	209,590
		合 計	1,767	1,757	3,702	19,057	93,470,781	20,965,282	11,862,539	126,298,602
12 月	2,952	公 共	187		1,144	8,540	48,792,158	21,464,032	6,319,824	76,576,014
		企業等	387		801	6,135	24,390,169	92,326	3,147,146	27,629,641
		家 庭	1,115		1,550	3,491	15,211,913	136,476	1,735,393	17,083,782
		独 自	2		14	36	164,015	0	11,960	175,975
		合 計	1,691	1,732	3,509	18,202	88,558,255	21,692,834	11,214,323	121,465,412
1 月	2,972	公 共	167		1,094	8,231	47,409,981	16,042,300	6,115,821	69,568,102
		企業等	371		749	5,656	22,193,532	12,000	2,902,967	25,108,499
		家 庭	747		956	2,610	9,491,116	59,019	991,270	10,541,405
		独 自	4		17	35	128,220	0	11,960	140,180
		合 計	1,289	1,664	2,816	16,532	79,222,849	16,113,319	10,022,018	105,358,186
2 月	3,006	公 共	177		1,106	8,183	47,318,595	17,747,407	5,951,139	71,017,141
		企業等	374		747	5,464	21,198,422	139,379	2,747,173	24,084,974
		家 庭	640		741	2,329	7,075,478	38,228	542,261	7,655,967
		独 自	4		19	48	188,200	0	11,960	200,160
		合 計	1,195	1,646	2,613	16,024	75,780,695	17,925,014	9,252,533	102,958,242
3 月	2,929	公 共	151		1,057	8,904	50,904,241	30,204,506	10,695,741	91,804,488
		企業等	368		753	5,993	23,587,551	31,884	3,103,292	26,722,727
		家 庭	679		809	2,501	8,212,767	15,667	682,846	8,911,280
		独 自	4		18	36	123,560	167,300	321,061	611,921
		合 計	1,202	1,649	2,637	17,434	82,828,119	30,419,357	14,802,940	128,050,416
累 計	-	公 共	2,074		13,526	107,559	613,218,346	216,278,967	83,408,009	912,905,322
		企業等	4,482		9,260	72,686	289,170,262	642,497	37,908,316	327,721,075
		家 庭	12,009		16,193	38,912	158,253,349	715,893	15,671,149	174,640,391
		独 自	29		136	374	1,728,650	167,300	442,091	2,338,041
		合 計	18,594	20,208	39,115	219,531	1,062,370,607	217,804,657	137,429,565	1,417,604,829
月 平 均	2,917	公 共	173		1,127	8,963	51,101,529	18,023,247	6,950,667	76,075,444
		企業等	374		772	6,057	24,097,522	53,541	3,159,026	27,310,090
		家 庭	1,001		1,349	3,243	13,187,779	59,658	1,305,929	14,553,366
		独 自	2		11	31	144,054	13,942	36,841	194,837
		合 計	1,550	1,684	3,260	18,294	88,530,884	18,150,388	11,452,464	118,133,736

注) これは月毎に集計したものの年計である。従って、◎受託件数では年間を通じた契約は毎月1件で年12件に、3カ月契約のものは、月毎に年3件計上されている。◎実人員は、同一人が1カ月以内に数件又は数日就業しても1人と計上。同一契約に2人就業したときは2人と計上。(従って、同一人が数カ月就業したときは、月数に応じた人数が計上される。) ◎ 延実人員は、同一人が1カ月以内に数件に就業したときは、件数に応じた人数を計上。

(2) 年度別・事業別

令和7年3月31日 現在

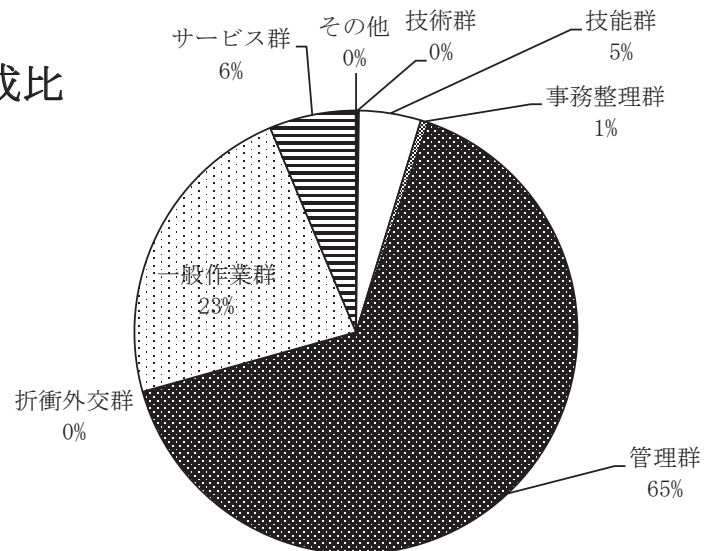
年度	年度末 会員数	実人員 (就業率)	受託 事業別	受託事業 件数	就業延日 人員	契 約 金 額 (収 入)			単位：円	構成比(%)
						配 分 金	材 料 費	事 務 費	合 計	
昭55	1,966	725 36.9%	公 共	295	17,212	68,565,964	1,497,111	6,236,911	76,299,986	32.0
			企 業	846	21,402	77,852,231	273,832	3,776,707	81,902,770	34.4
			家 庭	2,726	14,467	57,870,869	8,882,859	2,890,649	69,644,377	29.3
			独 自	19	1,741	7,854,550	0	2,406,000	10,260,550	4.3
			合 計	3,886	54,822	212,143,614	10,653,802	15,310,267	238,107,683	100.0
中略										
平26	3,092	2,421 78.3%	公 共	1,676	100,351	466,726,696	160,185,880	46,671,473	673,584,049	53.3
			企 業	6,437	102,557	346,910,165	1,489,788	31,648,023	380,047,976	30.1
			家 庭	13,539	44,090	172,420,148	3,141,218	13,644,475	189,205,841	15.0
			独 自	134	3,621	15,199,784	3,503,284	2,247,332	20,950,400	1.7
			合 計	21,786	250,619	1,001,256,793	168,320,170	94,211,303	1,263,788,266	100.0
平27	3,039	2,385 78.5%	公 共	1,615	101,824	470,422,896	148,953,101	47,034,569	666,410,566	52.8
			企 業	6,520	106,319	353,762,819	1,850,542	33,758,616	389,371,977	30.9
			家 庭	14,063	44,953	170,505,269	3,678,254	12,815,530	186,999,053	14.8
			独 自	136	3,236	14,739,644	2,840,721	1,507,235	19,087,600	1.5
			合 計	22,334	256,332	1,009,430,628	157,322,618	95,115,950	1,261,869,196	100.0
平28	3,002	2,293 76.4%	公 共	1,732	114,550	501,715,753	189,287,794	48,300,770	739,304,317	56.4
			企 業	6,536	102,908	339,024,712	1,599,955	32,575,527	373,200,194	28.5
			家 庭	13,972	43,410	169,035,783	3,266,293	12,742,587	185,044,663	14.1
			独 自	84	1,665	10,627,635	2,373,409	778,006	13,779,050	1.0
			合 計	22,324	262,533	1,020,403,883	196,527,451	94,396,890	1,311,328,224	100.0
平29	2,980	2340 78.5%	公 共	1,658	115,163	517,387,548	187,545,997	50,967,789	755,901,334	57.6
			企 業	6,460	101,844	327,367,376	2,094,199	32,058,299	361,519,874	27.6
			家 庭	13,810	43,328	163,264,919	4,156,146	11,609,708	179,030,773	13.7
			独 自	122	2,594	11,017,329	2,109,481	842,690	13,969,500	1.0
			合 計	22,050	262,929	1,019,037,172	195,905,823	95,478,486	1,310,421,481	100.0
平30	2,967	2346 79.1%	公 共	1,738	124,841	555,678,885	181,438,003	53,499,384	790,616,272	59.1
			企 業	6,258	97,680	320,932,313	1,051,769	32,962,604	354,946,686	26.5
			家 庭	13,747	44,090	163,160,052	4,212,342	11,946,078	179,318,472	13.4
			独 自	126	2,634	11,381,941	1,914,226	664,878	13,961,045	1.0
			合 計	21,869	269,245	1,051,153,191	188,616,340	99,072,944	1,338,842,475	100.0
令元	3,121	2,528 81.0%	公 共	1,753	121,699	570,044,320	189,975,034	57,004,432	817,023,786	59.9
			企 業	5,817	95,736	321,936,853	885,133	33,659,314	356,481,300	26.1
			家 庭	13,710	42,845	161,159,375	4,038,926	11,623,727	176,822,028	13.0
			独 自	115	2,494	10,704,199	1,913,464	788,487	13,406,150	1.0
			合 計	21,395	262,774	1,063,844,747	196,812,557	103,075,960	1,363,733,264	100.0
令2	3,009	2,212 73.5%	公 共	1,716	111,070	519,591,110	171,004,160	52,339,616	742,934,886	61.3
			企 業	5,523	86,217	283,012,541	1,592,452	28,051,888	312,656,881	25.8
			家 庭	11,667	36,977	142,272,597	3,687,706	11,107,099	157,067,402	12.9
			独 自	0	0	0	0	0	0	0.0
			合 計	18,906	234,264	944,876,248	176,284,318	91,498,603	1,212,659,169	100.0
令3	2,899	2,066 71.3%	公 共	1,768	112,080	524,037,547	197,932,214	54,388,647	776,358,408	61.9
			企 業	5,469	85,454	284,957,280	960,405	28,248,351	314,166,036	25.1
			家 庭	12,362	38,110	148,423,295	3,757,352	10,503,611	162,684,258	13.0
			独 自	0	0	0	0	0	0	0.0
			合 計	19,599	235,644	957,418,122	202,649,971	93,140,609	1,253,208,702	100.0
令4	2,786	2,264 81.3%	公 共	1,875	109,971	558,330,181	212,494,315	59,888,078	830,712,574	63.2
			企 業	5,107	83,502	290,327,993	438,753	29,074,872	319,841,618	24.3
			家 庭	12,415	38,896	149,618,595	3,263,737	10,063,538	162,945,870	12.4
			独 自	23	135	703,575	159,324	338,101	1,201,000	0.1
			合 計	19,420	232,504	998,980,344	216,356,129	99,364,589	1,314,701,062	100.0
令5	2,843	2,050 72.1%	公 共	1,989	111,077	587,650,965	226,495,734	80,057,373	894,204,072	64.2
			企 業	4,525	76,206	288,726,266	703,170	36,598,957	326,028,393	23.3
			家 庭	12,342	38,013	152,911,182	2,279,009	15,534,853	170,725,044	12.3
			独 自	25	272	1,540,817	208,879	381,554	2,131,250	0.2
			合 計	18,881	225,568	1,030,829,230	229,686,792	132,572,737	1,393,088,759	100.0
令6	2,929	2,130 72.7%	公 共	2,074	107,559	613,218,346	216,278,967	83,408,009	912,905,322	64.4
			企 業	4,482	72,686	289,170,262	642,497	37,908,316	327,721,075	23.1
			家 庭	12,009	38,912	158,253,349	715,893	15,671,149	174,640,391	12.3
			独 自	29	374	1,728,650	167,300	442,091	2,338,041	0.2
			合 計	18,594	219,531	1,062,370,607	217,804,657	137,429,565	1,417,604,829	100.0

(3) 職群別

令和6年4月1日～令和7年3月31日

職 群	受託事業		就業延日人員		契 約 金 額 (収入)			単 位 : 円	構 成 比
	件 数	構 成 比	人 員	構 成 比	配 分 金	材 料 費	事 務 費	合 計	
技術群	104	0.6%	547	0.3%	2,386,608	163,900	527,425	3,077,933	0.2%
技能群	2,618	14.1%	6,907	3.1%	58,175,343	1,833,347	3,931,480	63,940,170	4.5%
事務整理群	227	1.2%	1,228	0.6%	7,040,314	0	914,294	7,954,608	0.6%
管理群	1,657	8.9%	107,186	48.8%	637,967,343	204,479,440	84,394,590	926,841,373	65.4%
折衝外交群	4	0.0%	12	0.0%	22,600	0	1,170	23,770	0.0%
一般作業群	9,562	51.4%	76,476	34.8%	283,257,592	3,934,095	38,914,964	326,106,651	23.0%
サービス群	4,417	23.8%	27,118	12.4%	73,409,227	7,393,875	8,731,137	89,534,239	6.3%
その他	5	0.0%	57	0.0%	111,580	0	14,505	126,085	0.0%
合 計	18,594	100.0%	219,531	100.0%	1,062,370,607	217,804,657	137,429,565	1,417,604,829	100.0%

職群別構成比



(4) 年齢別・性別・年度別(会員就業状況)

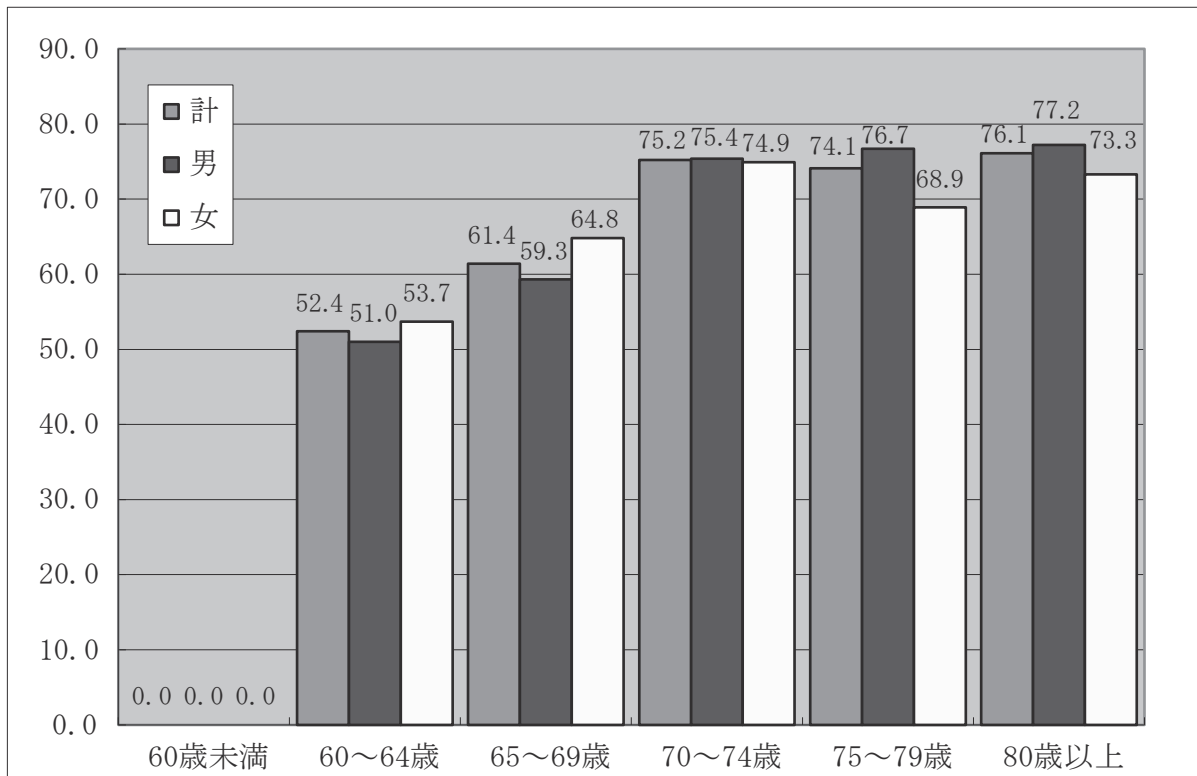
令和7年3月31日 現在

性別 年齢	計			男			女		
	会員数	就業数	就業率	会員数	就業数	就業率	会員数	就業数	就業率
昭53年度	2,136	440	20.6	1,581	334	21.1	555	106	19.1
中略									
平26年度	3,092	2,421	78.3	2,162	1,680	77.7	930	741	79.7
平27年度	3,039	2,385	78.5	2,105	1,646	78.2	934	739	79.1
平28年度	3,002	2,293	76.4	2,079	1,580	76.0	923	713	77.2
平29年度	2,980	2,340	78.5	2,041	1,601	78.4	939	739	78.7
平30年度	2,967	2,346	79.1	2,019	1,593	78.9	948	753	79.4
令元年度	3,121	2,528	81.0	2,093	1,699	81.2	1,028	829	80.6
令2年度	3,009	2,212	73.5	2,014	1,512	75.1	995	700	70.4
令3年度	2,899	2,066	71.3	1,951	1,432	73.4	948	634	66.9
令4年度	2,786	2,264	81.3	1,861	1,524	81.9	925	740	80.0
令5年度	2,843	2,050	72.1	1,885	1,395	74.0	958	655	68.4
令6年度	2,929	2,130	72.7	1,922	1,423	74.0	1,007	707	70.2
(令6年度内訳)									
60歳未満	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
60～64歳	103	54	52.4	49	25	51.0	54	29	53.7
65～69歳	334	205	61.4	209	124	59.3	125	81	64.8
70～74歳	658	495	75.2	399	301	75.4	259	194	74.9
75～79歳	952	705	74.1	630	483	76.7	322	222	68.9
80歳以上	882	671	76.1	635	490	77.2	247	181	73.3

※ 就業数は1年間に1回以上就業した会員の数

(5) 年齢別就業率

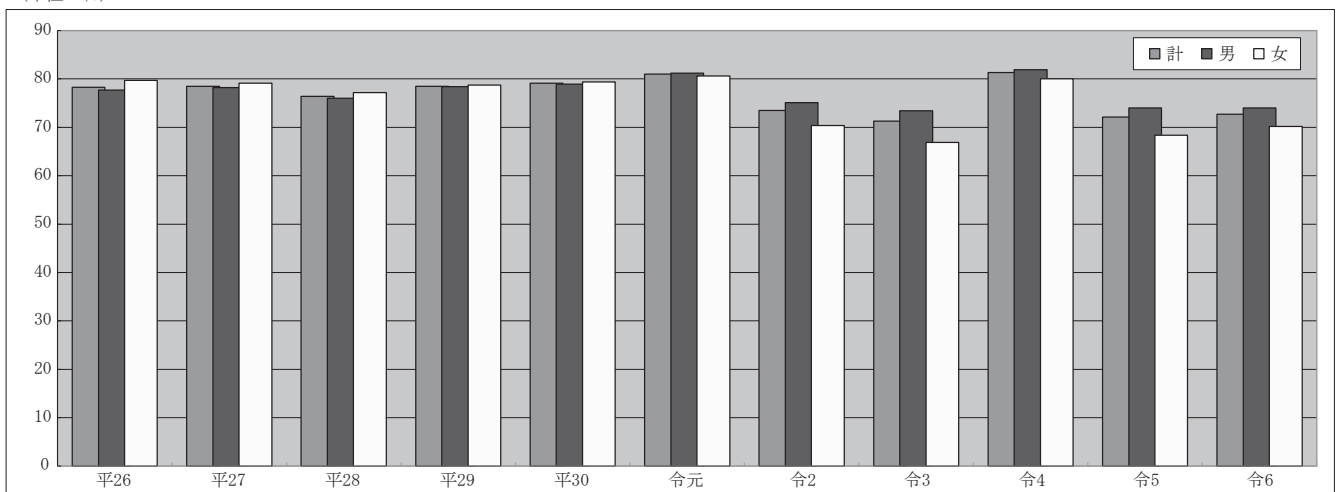
(単位：%)



	60歳未満	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
計	0.0	52.4	61.4	75.2	74.1	76.1
男	0.0	51.0	59.3	75.4	76.7	77.2
女	0.0	53.7	64.8	74.9	68.9	73.3

(6) 年度別・性別(会員就業状況)

(単位：%)



	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	令 元	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6
計	78.3	78.5	76.4	78.5	79.1	81.0	73.5	71.3	81.3	72.1	72.7
男	77.7	78.2	76.0	78.4	78.9	81.2	75.1	73.4	81.9	74.0	74.0
女	79.7	79.1	77.2	78.7	79.4	80.6	70.4	66.9	80.0	68.4	70.2

(7) パソコン・スマホ教室

(1) 目 的

会員のパソコン・スマホ操作の知識、技能の活用を図ることにより、地域住民の要望に応えるとともに会員就業分野の拡大を図る。

(2) 実施内容

- ア. 講 師 会員中のパソコン講習資格所有者又はそれに準ずる技能を有すると認められる者
 イ. 対 象 18歳以上の方
 ウ. コース名・内容等

コース名	開講回数	講習時間	定 員	講習日数	講習料金
パソコン入門	3	3時間	9名	3	8,000円
エクセル基礎	4			3	8,000円
ワード基礎	4			3	8,000円
エクセル応用	3			3(1期・2期)	8,000円
				4(3期・4期)	11,000円
ワード応用	4			3(1期・2期)	8,000円
				4(3期・4期)	11,000円
パワーポイント基礎	3			3(1期・2期)	8,000円
				4(3期・4期)	11,000円
スマホ入門講座 Android限定	0		10名	3	9,000円

エ. 開催場所 用賀ワークプラザ

オ. 延利用者数 137人

(3) 収 支

① 収 入	1,165,000 円
講習料	1,165,000 円
② 支 出	857,350 円
配分金支出	693,450 円
直接経費	163,900 円
(内訳)	(ア)パソコン等機材リース料 5,760 円
	(イ)インターネット使用料等 34,540 円
	(ウ)通信料(携帯電話) 34,233 円
	(エ)消耗品等 89,367 円

③ 収支差 307,650 円

(収支差は、パソコン・スマホ教室事業における公共料金及び事務に係る経費等に充当)

(8) カルチャー教室

(1) 目 的

会員の知識、技能、特技を活かし各講座を開設することにより、センターでの就業機会の拡大を図り地域社会の生涯学習を推進する。

(2) 実施内容

ア. 講 師 会員中の講座開催の知識、技能を有し開催を希望する者

イ. 対 象 18歳以上の方

ウ. 講座内容

講座名	クラス数	開講回数	定員	講習料金
絵画教室	1	40	15名	20,340円 (20回)
フラワーアレンジメント	1	20	15名	20,340円 (20回)
世田谷史	1	40	15名	16,950円 (20回)
初級書道	1	40	15名	20,340円 (20回)
歌謡教室	1	20	8名	20,340円 (20回)

エ. 開催場所 用賀ワークプラザ

オ. 開 催 年2回 1回6ヶ月単位
(4月～9月、10月～3月)

カ. 延利用者数 1,169人

(3) 収 支

① 収 入 1,139,040 円

② 支 出 1,008,000 円

配分金支出 1,008,000 円

直接経費 0 円

③ 収支差 131,040 円

(収支差は、カルチャー教室事業の光熱水費として事務費に充当)

(9) 和小物の作製・販売

(1) 目 的

センター事務所は、招き猫発祥の寺として有名な豪徳寺と近接しており、事務所の外に出ると、多くの外国人観光客が行き交う姿を目にする。この立地を存分に生かし、「手芸が得意な会員」と「外国語が得意な会員」が、日本の和を感じられるような小物を製作・販売し、世田谷区の観光施策の一助を担う。

(2) 実施内容

ア. 和小物の作製

作製した和小物 布ぞうり 26 個

イ. 和小物の販売

販売した和小物 布ぞうり 17 個

(3) 収 支

(単価：円)

販売日	収入	支出			収支差
	販売金額	配分金	事務費	材料費	
令和7年1月31日	14,000	11,200			
令和7年2月27日	16,000	12,800			
令和7年3月24日	4,000	3,200	3,400	3,400	
合計	34,000	27,200	3,400	3,400	0

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

令和6年度 決 算

このことについて、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
定款第40条の規定により、承認を求めます。

令和7年6月20日

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

会 長 山 田 正 孝

令和6年度 決算 貸借対照表

32

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	5,023,839	4,956,121	67,718
郵便振替口座	322,055	209,623	112,432
普通預金	51,477,038	72,599,885	△ 21,122,847
未収金	116,463,022	109,779,574	6,683,448
前払金	1,286,438	1,453,860	△ 167,422
貯蔵品	58,394	1,512,504	△ 1,454,110
立替金	63,241	155,422	△ 92,181
貸倒引当金	△ 699,157	△ 659,609	△ 39,548
流動資産合計	173,994,870	190,007,380	△ 16,012,510
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	19,739,696	23,567,293	△ 3,827,597
減価償却引当資産	6,659,447	4,633,720	2,025,727
財政運営資金積立資産	68,325,018	68,325,018	0
リース資産取得資金	7,405,835	8,807,640	△ 1,401,805
車輛運搬具取得資金	7,379,929	7,379,929	0
備品（特定資産）	2,458,720	727,870	1,730,850
備品減価償却累計額	△ 673,491	△ 465,026	△ 208,465
＊	1,785,229	262,844	1,522,385
特定資産合計	111,295,154	112,976,444	△ 1,681,290
(2) その他固定資産			
建物	660,000	660,000	0
建物減価償却累計額	△ 352,000	△ 220,000	△ 132,000
＊	308,000	440,000	△ 132,000
什器備品	14,124,518	12,199,518	1,925,000
什器備品減価償却累計額	△ 5,633,956	△ 3,948,694	△ 1,685,262
＊	8,490,562	8,250,824	239,738
リース資産	9,233,980	9,233,980	0
リース資産減価償却累計額	△ 3,006,175	△ 1,159,379	△ 1,846,796
＊	6,227,805	8,074,601	△ 1,846,796
預託金	11,300	0	11,300
その他固定資産合計	15,037,667	16,765,425	△ 1,727,758
固定資産合計	126,332,821	129,741,869	△ 3,409,048
資産合計	300,327,691	319,749,249	△ 19,421,558
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	122,832,162	130,439,905	△ 7,607,743
前受金	6,626,763	8,588,852	△ 1,962,089
預り金	40,516,906	31,984,850	8,532,056
リース債務（流動）	1,895,563	1,822,036	73,527
未払費用	7,490,651	10,024,458	△ 2,533,807
流動負債合計	179,362,045	182,860,101	△ 3,498,056
2. 固定負債			
退職給付引当金	19,739,696	23,567,293	△ 3,827,597
リース債務（固定）	4,605,664	6,501,227	△ 1,895,563
固定負債合計	24,345,360	30,068,520	△ 5,723,160
負債合計	203,707,405	212,928,621	△ 9,221,216
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2,652,489	119,035	2,533,454	
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	1,707,589	119,035	1,588,554
2. 一般正味財産			
93,967,797	106,701,593	△ 12,733,796	
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(89,847,869)	(89,290,116)	(557,753)
正味財産合計	96,620,286	106,820,628	△ 10,200,342
負債及び正味財産合計	300,327,691	319,749,249	△ 19,421,558

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

33

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	2,825,000	2,732,000	93,000
正会員受取会費	2,825,000	2,732,000	93,000
事業収益	1,417,604,829	1,393,088,759	24,516,070
受取配分金	1,062,370,607	1,030,829,230	31,541,377
受取材料費等	217,804,657	229,686,792	△ 11,882,135
受取事務費	137,429,565	132,572,737	4,856,828
受取補助金等	107,613,125	112,603,669	△ 4,990,544
受取連合交付金	27,158,000	27,008,000	150,000
受取区補助金	78,903,925	85,540,527	△ 6,636,602
働き方改革推進支援助成金	55,142	55,142	0
自主事業新設支援事業助成金	1,340,958	0	1,340,958
電気自動車等の普及促進事業助成金	77,550	0	77,550
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	77,550	0	77,550
雑収益	13,861	2,168	11,693
受取利息	9,861	168	9,693
雑収益	4,000	2,000	2,000
経常収益計	1,528,056,815	1,508,426,596	19,630,219
(2) 経常費用			
事業費	1,523,977,862	1,495,681,456	28,296,406
支払配分金	1,062,370,607	1,030,829,230	31,541,377
支払材料費等	217,804,657	229,686,792	△ 11,882,135
職員基本給	56,870,802	54,716,112	2,154,690
職員特別手当	24,535,831	26,873,674	△ 2,337,843
職員諸手当	22,017,930	19,810,485	2,207,445
臨時雇賃金	17,117,174	19,795,651	△ 2,678,477
法定福利費	17,389,862	16,646,350	743,512
退職給付費用	9,757,106	10,297,423	△ 540,317
福利厚生費	1,044,835	1,018,953	25,882
会議費	192,946	123,959	68,987
旅費交通費	2,781,110	2,337,810	443,300
通信運搬費	7,368,159	6,274,675	1,093,484
消耗什器備品費	633,853	348,219	285,634
消耗品費	3,935,327	1,647,531	2,287,796
修繕費	87,650	117,163	△ 29,513
印刷製本費	1,564,272	1,937,218	△ 372,946
光熱水料費	3,257,025	3,052,018	205,007
燃料費	415,782	340,654	75,128
保険料	6,692,463	6,780,456	△ 87,993
諸謝金	88,274	58,042	30,232
委託費	21,139,994	29,320,188	△ 8,180,194
租税公課	26,201,935	14,618,982	11,582,953
賃借料	8,196,315	6,692,266	1,504,049
貸倒引当金繰入額	59,263	55,860	3,403
手数料	8,009,405	7,904,699	104,706
雑費	324,654	153,666	170,988
支払負担金	260,850	249,454	11,396
リース減価償却費	1,743,115	1,982,122	△ 239,007
支払利息	110,324	160,654	△ 50,330
減価償却費	2,006,342	1,851,150	155,192

正味財産増減計算書

34

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
管理費	16,812,749	16,307,212	505,537
役員報酬	960,000	960,000	0
職員基本給	4,280,598	4,118,416	162,182
職員特別手当	1,846,782	2,022,749	△ 175,967
職員諸手当	1,657,263	1,491,111	166,152
法定福利費	1,308,217	1,212,223	95,994
退職給付費用	734,405	775,074	△ 40,669
福利厚生費	81,282	79,962	1,320
会議費	72,342	56,877	15,465
旅費交通費	592,432	636,318	△ 43,886
通信運搬費	822,846	539,462	283,384
消耗什器備品費	0	3,517	△ 3,517
消耗品費	376,222	423,947	△ 47,725
修繕費	178,200	231,092	△ 52,892
印刷製本費	662,972	483,238	179,734
光熱水料費	77,680	74,870	2,810
燃料費	837	1,010	△ 173
保険料	143,946	239,178	△ 95,232
委託費	1,616,779	2,000,973	△ 384,194
租税公課	521,965	290,418	231,547
賃借料	564,319	380,018	184,301
手数料	102,089	101,669	420
雑費	702	0	702
支払負担金	19,633	18,776	857
リース減価償却費	103,681	121,671	△ 17,990
支払利息	68,172	25,945	42,227
減価償却費	19,385	18,698	687
経常費用計	1,540,790,611	1,511,988,668	28,801,943
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,733,796	△ 3,562,072	△ 9,171,724
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 12,733,796	△ 3,562,072	△ 9,171,724
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
電話加入権除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
建物除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 12,733,796	△ 3,562,072	△ 9,171,724
一般正味財産期首残高	106,701,593	110,263,665	△ 3,562,072
一般正味財産期末残高	93,967,797	106,701,593	△ 12,733,796
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	2,830,850		2,830,850
自主事業新設支援事業助成金	1,730,850		1,730,850
電気自動車等の普及促進事業助成金	550,000		550,000
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	550,000		550,000
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 297,396	△ 55,142	△ 242,254
当期指定正味財産増減額	△ 297,396	△ 55,142	△ 242,254
指定正味財産期首残高	119,035	174,177	△ 55,142
指定正味財産期末残高	2,652,489	119,035	2,533,454
Ⅲ 正味財産期末残高	96,620,286	106,820,628	△ 10,200,342

正味財産増減計算書内訳表

35

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	高齢者の社会参加を促進する事業		
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	1,412,500	1,412,500	2,825,000
正会員受取会費	1,412,500	1,412,500	2,825,000
事業収益	1,402,211,510	15,393,319	1,417,604,829
受取配分金	1,062,370,607	0	1,062,370,607
受取材料費等	217,804,657	0	217,804,657
受取事務費	122,036,246	15,393,319	137,429,565
受取補助金等	107,613,125	0	107,613,125
受取連合交付金	27,158,000		27,158,000
受取区補助金	78,903,925		78,903,925
働き方改革推進支援助成金	55,142		55,142
自主事業新設支援事業助成金	1,340,958		1,340,958
電気自動車等の普及促進事業助成金	77,550		77,550
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	77,550		77,550
雑収益	6,931	6,930	13,861
受取利息	4,931	4,930	9,861
雑収益	2,000	2,000	4,000
経常収益計	1,511,244,066	16,812,749	1,528,056,815
(2) 経常費用			
事業費	1,523,977,862	0	1,523,977,862
支払配分金	1,062,370,607	0	1,062,370,607
支払材料費等	217,804,657	0	217,804,657
職員基本給	56,870,802	0	56,870,802
職員特別手当	24,535,831	0	24,535,831
職員諸手当	22,017,930	0	22,017,930
臨時雇賃金	17,117,174	0	17,117,174
法定福利費	17,389,862	0	17,389,862
退職給付費用	9,757,106	0	9,757,106
福利厚生費	1,044,835	0	1,044,835
会議費	192,946	0	192,946
旅費交通費	2,781,110	0	2,781,110
通信運搬費	7,368,159	0	7,368,159
消耗什器備品費	633,853	0	633,853
消耗品費	3,935,327	0	3,935,327
修繕費	87,650	0	87,650
印刷製本費	1,564,272	0	1,564,272
光熱水料費	3,257,025	0	3,257,025
燃料費	415,782	0	415,782
保険料	6,692,463	0	6,692,463
諸謝金	88,274	0	88,274
委託費	21,139,994	0	21,139,994
租税公課	26,201,935	0	26,201,935
賃借料	8,196,315	0	8,196,315
貸倒引当金繰入額	59,263	0	59,263
手数料	8,009,405	0	8,009,405
雑費	324,654	0	324,654
支払負担金	260,850	0	260,850
リース減価償却費	1,743,115	0	1,743,115
支払利息	110,324	0	110,324
減価償却費	2,006,342	0	2,006,342
管理費	0	16,812,749	16,812,749

正味財産増減計算書内訳表

36

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
	高齢者の社会参加を促進する事業		
役員報酬	0	960,000	960,000
職員基本給	0	4,280,598	4,280,598
職員特別手当	0	1,846,782	1,846,782
職員諸手当	0	1,657,263	1,657,263
法定福利費	0	1,308,217	1,308,217
退職給付費用	0	734,405	734,405
福利厚生費	0	81,282	81,282
会議費	0	72,342	72,342
旅費交通費	0	592,432	592,432
通信運搬費	0	822,846	822,846
消耗什器備品費		0	0
消耗品費	0	376,222	376,222
修繕費	0	178,200	178,200
印刷製本費	0	662,972	662,972
光熱水料費	0	77,680	77,680
燃料費	0	837	837
保険料	0	143,946	143,946
委託費	0	1,616,779	1,616,779
租税公課	0	521,965	521,965
賃借料	0	564,319	564,319
手数料	0	102,089	102,089
雑費	0	702	702
支払負担金	0	19,633	19,633
リース減価償却費	0	103,681	103,681
支払利息	0	68,172	68,172
減価償却費	0	19,385	19,385
経常費用計	1,523,977,862	16,812,749	1,540,790,611
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,733,796	0	△ 12,733,796
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 12,733,796	0	△ 12,733,796
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 12,733,796	0	△ 12,733,796
一般正味財産期首残高	99,930,975	6,770,618	106,701,593
一般正味財産期末残高	87,197,179	6,770,618	93,967,797
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	2,830,850	0	2,830,850
自主事業新設支援事業助成金	1,730,850	0	1,730,850
電気自動車等の普及促進事業助成金	550,000	0	550,000
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	550,000	0	550,000
一般正味財産への振替額			0
一般正味財産への振替額	△ 297,396	0	△ 297,396
当期指定正味財産増減額	△ 297,396	0	△ 297,396
指定正味財産期首残高	119,035	0	119,035
指定正味財産期末残高	2,652,489	0	2,652,489
III 正味財産期末残高	89,849,668	6,770,618	96,620,286

財産目録

37

令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金			5,023,839
(一般)	手元保管	運転資金として	(91,902)
(烏山支部)	手元保管	運転資金として	(87,837)
(自転車駐車場等つり銭)	各駐輪場・レンタ	運転資金として	(4,538,100)
(レンタ・デポジット)	各レンタ	レンタ・デポジットとして	(36,000)
(自転車管理センター)	管理センター	運転資金として	(270,000)
郵便振替口座		運転資金として	322,055
普通預金			51,477,038
	みずほ銀行世田谷支店	運転資金として	(5,319,724)
	みずほ銀行世田谷支店	運転資金として	(45,160)
	みずほ銀行世田谷支店	運転資金として	(338,448)
	三菱UFJ銀行世田谷支店	運転資金として	(265,323)
	みずほ銀行烏山支店	運転資金として	(186,429)
	みずほ銀行烏山支店	運転資金として	(2,350,842)
	みずほ銀行世田谷支店	運転資金として	(33,076)
	〈自転車駐車場用等口座〉		
	みずほ銀行世田谷支店	運転資金として	(595,906)
	みずほ銀行経堂支店	運転資金として	(145,130)
	みずほ銀行世田谷支店等 他36件	自転車、レンタ売上	(31,686,500)
	みずほ銀行経堂支店	レンタ・デポジット預かりとして	(10,510,500)
未収金	受託に対する未収額		116,463,022
(一般)		受託事業の受託料金	(105,963,022)
(指定管理料)		レンタサイクルポート分	(10,500,000)
前払金		保険料前払他	1,286,438
貯蔵品		印紙等 未使用分	58,394
立替金		損害賠償事故センター立替分他	63,241
貸倒引当金			△ 699,157
流動資産合計			173,994,870
(固定資産)			
特定資産			
退職給付引当資産	普通預金	職員退職給付引当金見合の引当資産として	19,739,696
	みずほ銀行世田谷支店	管理している	
減価償却引当資産	普通預金	減価償却累計額見合の引当資産として	6,659,447
	みずほ銀行世田谷支店	管理している	
財政運営資金積立資産	普通預金	運転資金として	68,325,018
	みずほ銀行世田谷支店		
リース資産取得資金	普通預金	リース資産取得のため管理している	7,405,835
	みずほ銀行世田谷支店		
車輛運搬具取得資金	普通預金	車輛運搬具取得のため管理している	7,379,929
	みずほ銀行世田谷支店		
備品 (特定資産)	クラウドPBX	共有財産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	141,533
備品 (特定資産)	独自事業室 (烏山支部) エアコン	公益目的事業用に使用している	831,013
備品 (特定資産)	独自事業室 (烏山支部) 壁紙	公益目的事業用に使用している	398,112
備品 (特定資産)	独自事業室 (烏山支部) カーペット	公益目的事業用に使用している	414,571
その他固定資産			
建物	建物 (烏山支部)	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	308,000
什器備品			8,490,562
	電動自転車	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(1)
	カーペット	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(283,476)
	電話機	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(1,500,145)

財産目録

38

令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
	リース資産	シュレッダー	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(108,470)
		倉庫移動棚	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(3,106,353)
		看板	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(169,290)
		WEBカメラ	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(50,960)
		支部エアコン	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(499,855)
		クラウドPBX (MOT)	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(915,737)
		間仕切り壁	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(580,734)
		机	共有資産であり、うち99%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、1%は管理運営の用に供している	(1,275,541)
		コンピューターシステム	共有財産であり、うち93%は公益目的保有財産として公益事業の用に供し、7%は管理運営の用に供している	(6,227,805) (5,801,238)
		事業用車輻	公益目的事業用に使用している	(426,567)
	預託金	供託金	公益目的事業用に供している	(11,300) (11,300)
固定資産合計				126,332,821
資産合計				300,327,691
(流動負債)	未払金 (一般)			122,832,162 (122,639,718)
	(区) 前受金 (民間) (パソコン教室) (カルチャー教室) 預り金		受託事業に供する材料費等と管理運営費費用等の未払い分 補助事業に対する未使用額 次年度の公益事業に係る受取り収入額である 次年度の公益事業に係る受取り収入額である 次年度の公益事業に係る受取り収入額である 自転車等駐車場・レンタルボート利用料金、レンタルボート・デジタルカート発行・保証金)他 源泉徴収税、健康保険料等の預かり分他	(192,444) (6,626,763) (5,586,353) (336,000) (704,410) (40,516,906) (40,116,705)
	リース債務 (流動)		事業管理及び会計業務システムに関するリース債務である 事業用車輻に関するリース債務である	(400,201) (1,895,563) (1,466,444)
	未払費用	職員に対するもの	職員に対する賞与の支給に備えたもの	(429,119) (7,490,651)
流動負債合計				179,362,045
(固定負債)	退職給付引当金 リース債務 (固定)	職員に対するもの	職員に対する退職金の支給に備えたもの 事業管理及び会計業務システムに関するリース債務である 事業用車輻に関するリース債務である	19,739,696 (4,605,664) (4,488,243) (117,421)
固定負債合計				24,345,360
負債合計				203,707,405
正味財産				96,620,286

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物および什器備品・・・定額法による減価償却を実施しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法にしております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・未収金及び立替金の貸倒損失に備えるため、期末債権残高に一定率を乗じて算出した金額を計上しております。

退職給付引当金・・・職員退職給付に備えるため、期末退職給付の要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済給付額を控除した金額を計上しております。

(3) 消費税の会計処理は、税込方式によっております。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当資産	23,567,293	1,973,281	5,800,878	19,739,696
減価償却引当資産	4,633,720	2,025,727	0	6,659,447
財政運営資金積立資産	68,325,018	0	0	68,325,018
リース資産取得資金	8,807,640	7,405,835	8,807,640	7,405,835
車輛運搬具取得資金	7,379,929	0	0	7,379,929
備品（特定資産）	262,844	1,730,850	208,465	1,785,229
合 計	112,976,444	13,135,693	14,816,983	111,295,154

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
退職給付引当資産	19,739,696	(0)	(0)	(19,739,696)
減価償却引当資産	6,659,447	(0)	(6,659,447)	(0)
財政運営資金積立資産	68,325,018	(0)	(68,325,018)	(0)
リース資産取得資金	7,405,835	(0)	(7,405,835)	(0)
車輛運搬具取得資金	7,379,929	(0)	(7,379,929)	(0)
備品（特定資産）	1,785,229	(1,707,589)	(77,640)	(0)
合 計	111,295,154	(1,707,589)	(89,847,869)	(19,739,696)

4. リース関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

本部・支部事務所におけるコンピューター、公益目的事業用車両等である。

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高は、次のとおりであります。

(単位：円)

補助金等の名称	交 付 者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金 連合交付金（国庫補助金）	（公財） 東京しごと財団	0	27,158,000	27,158,000	0	
区補助金	世田谷区	0	78,903,925	78,903,925	0	
働き方改革推進 支援助成金	厚生労働省	119,035	0	55,142	63,893	指定正味財産
自主事業新設支 援事業助成金	（公財） 東京しごと財団	0	2,984,654	1,340,958	1,643,696	指定正味財産
電気自動車等の普 及促進事業助成金	（公財） 東京都環境公社	0	550,000	77,550	472,450	指定正味財産
クリーンエネルギー自動 車導入促進補助金	（一社） 次世代自動車振興センター	0	550,000	77,550	472,450	指定正味財産
合 計		119,035	110,146,579	107,613,125	2,652,489	

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

一時金制度、中小企業退職金共済制度を併用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①退職給付債務	19,739,696 円
②退職給付引当金	19,739,696 円

(3) 退職給付費用に関する事項

退職給付費用に計上した額は以下のとおりであります。

①退職給付引当金繰入額	1,973,281 円
②中小企業退職金共済掛金	3,060,000 円
③全国シルバー人材センター企業年金基金	2,147,850 円
④定年退職に伴う退職金支払額	3,310,380 円
⑤退職給付費用	10,491,511 円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済給付額を除いた金額を退職給付引当金に計上しております。

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりであります。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	142,296
賃借料計上による振替額	155,100
合計	297,396

附 属 明 細 書

1. 特定資産の明細

特定資産について、財務諸表に対する注記2. 特定資産の増減額及びその残高に記載しているため、記載を省略します。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	659,609	699,157	19,715	639,894	699,157
退職給付引当金	23,567,293	1,973,281	5,800,878	0	19,739,696

注) 貸倒引当金のその他の減少額は、洗替法による戻入額である。

監査報告書

令和7年4月22日

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

会 長 山 田 正 孝 様

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター

監 事 市 野 邦 男

私は、公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの令和6年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事及び事務局職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1） 事業報告等の監査報告

一 公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの令和6年度の事業報告は、法令もしくは定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

（2） 計算書類及び附属明細書並びに財産目録の監査結果

公益社団法人世田谷区シルバー人材センターの令和6年度の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
定款の変更

このことについて、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
定款第13条の規定により、承認を求めます。

令和7年6月20日

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
会 長 山 田 正 孝

公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター

定款の変更について

(改正内容)

- 1 会員資格の取得について、理事会の議決が必要だったものを会長専決に変更する。
- 2 改正公益法人法に対応するための改正で、外部理事・監事選任に対応した改正とそれに伴う報酬について及び情報公開等を新設する。

改正案	現 行
【第1条～第5条 略】 (会員の資格の取得) 第6条 会員になろうとする者は、<u>別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。</u> 2 会長は、前項の規定により承認したときは、<u>理事会においてこれを報告しなければならない。</u> 3 本条第1項において、<u>会員になろうとする者の入会に疑義が生じた場合は、理事会において入会の可否を決定するものとする。</u> 【第7条～第22条 略】 (役員の選任) 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。<u>ただし、理事及び監事のうち各1名以上は正特会員以外の者から選任しなければならない。</u> 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 【第24条～第27条 略】 (報酬等) 第28条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において<u>別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u> 2 理事及び監事には、<u>その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議において別に定める。</u> 【第29条～第32条 略】 (招集) 第33条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経るこ	【第1条～第5条 略】 (会員の資格の取得) 第6条 会員になろうとする者は、<u>会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。</u> 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。 【第7条～第22条 略】 (役員の選任) 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 【第24条～第27条 略】 (報酬等) 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、<u>総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</u> 2 センターは、<u>理事・監事その他センターの業務を行った者に対し、その費用を弁償することができ。</u> 【第29条～第32条 略】 (招集) 第33条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経るこ

となく理事会を開催することができる。 【第34条～第43条 略】 (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第44条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第<u>20</u>号に掲げる法人に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第45条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第<u>20</u>号に掲げる法人に贈与するものとする。 <u>第11章 情報公開等</u> <u>(情報公開等)</u> <u>第47条 センターは、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。</u> <u>第12章 事務局</u> (事務局) 第48条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。 <u>第13章 雑 則</u> (委任) 第49条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。 【以下省略】 附 則 (施行期日) この定款は、令和7年6月20日から施行する。	となく理事会を開催することができる。 【第34条～第43条 略】 (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第44条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第<u>17</u>号に掲げる法人に贈与するものとする。 (残余財産の帰属) 第45条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第<u>17</u>号に掲げる法人に贈与するものとする。 新設 <u>第11章 事務局</u> (事務局) 第47条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。 <u>第12章 雑 則</u> (委任) 第48条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。 【以下省略】
--	---

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
役員の報酬等に関する規程の改正

このことについて、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
定款第13条の規定により、承認を求めます。

令和7年6月20日

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
会 長 山 田 正 孝

公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター

役員の報酬等に関する規程の改正について

(改正内容)

1 改正公益法人法による定款変更に伴い、役員の報酬等に関する規程を改正する。

改正案	現 行								
【第1条・略】 (定 義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員とは、理事及び監事をいう。 (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし週3日以上勤務する者をいう。ただし、職員としての身分を有する者を除く。 (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。 (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんは問わない。 (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む。)、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。 (報酬の支給) 第3条 センターは、<u>常勤役員及び外部理事・監事</u>の職務執行の対価として報酬を支給することができる。 2 常勤役員の報酬は月額とする。 3 外部理事・監事の報酬は月額とする。 4 外部理事・監事を除く非常勤役員には、報酬等を支給しない。 5 役員には、賞与、退職手当を支給しない。 (報酬の額) 第4条 常勤役員の報酬は月額とし、別表「常勤役員の報酬月額及び年度総額」の範囲内とする。 2 外部理事・監事の報酬の額は、別表2に定める額の範囲内とし、理事会の承認を得て決定するものとする。 【第5条～第10条、附則 略】 附 則 この規程は、令和7年6月20日から施行する。 別表(第4条関係) 「常勤役員の報酬月額及び年度総額」 <table><tr><td>会 長</td><td>報酬月額 80,000 円</td><td>年度総額 960,000 円</td></tr></table> 別表2(第4条関係) 「外部理事・監事の日額報酬額」 <table><tr><td>外部理事・監事</td><td>報酬日額 20,000 円までの範囲内</td></tr></table>	会 長	報酬月額 80,000 円	年度総額 960,000 円	外部理事・監事	報酬日額 20,000 円までの範囲内	【第1条・略】 (定 義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員とは、理事及び監事をいう。 (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし週3日以上勤務する者をいう。ただし、職員としての身分を有する者を除く。 (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。 (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんは問わない。 (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む。)、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。 (報酬の支給) 第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。 2 常勤役員の報酬は月額とする。 3 非常勤役員には、報酬等を支給しない。 4 役員には、賞与、退職手当を支給しない。 (報酬の額) 第4条 常勤役員の報酬は月額とし、別表「常勤役員の報酬月額及び年度総額」の範囲内とする。 【第5条～第10条、附則 略】 別表(第4条関係) 「常勤役員の報酬月額及び年度総額」 <table><tr><td>会 長</td><td>報酬月額 80,000 円</td><td>年度総額 960,000 円</td></tr></table>	会 長	報酬月額 80,000 円	年度総額 960,000 円
会 長	報酬月額 80,000 円	年度総額 960,000 円							
外部理事・監事	報酬日額 20,000 円までの範囲内								
会 長	報酬月額 80,000 円	年度総額 960,000 円							

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
理事・監事の選任

このことについて、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
定款第23条第1項の規定により、承認を求めます。

令和7年6月20日

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
会 長 山 田 正 孝

理事・監事の選任

令和7年6月20日をもって現在の理事及び監事が任期満了となることから、次期(令和7年6月20日～令和9年の総会の日まで) 理事及び監事候補者を以下のとおり推薦します。

なお、令和7年公益法人制度改正により、外部理事・外部監事の選任が義務付けられたので、候補者11を外部理事として、候補者14を外部監事として選任する。

公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター

理事及び監事候補者名簿

任期 (令和7年6月20日～令和9年総会の日)

	役職名	氏 名	再任・新任の別	備 考
1	理 事	やま だ まき たか 山 田 正 孝	再 任	4 期目
2	理 事	きた の たか あき 北 野 貴 晶	〃	2 期目
3	理 事	うえ の まゆ み 植 野 真由美	〃	3 期目
4	理 事	はら だ よし あき 原 田 芳 明	〃	2 期目
5	理 事	にし の ふみ ひろ 西 野 文 博	〃	2 期目
6	理 事	い とう きょう こ 伊 藤 恭 子	〃	2 期目
7	理 事	くぼ た あつし 久保田 篤	新 任	①設備設計 ②平成29年8月15日 ③受付事務・広報・広聴部会
8	理 事	き うち やす よ 木 内 安 代	〃	①銀行事務 ②平成31年1月25日 ③美術館管理・内職・広報・広聴部会
9	理 事	かす や ゆたか 粕 谷 豊	〃	①民間営業・会社経営 ②令和1年11月26日 ③自転車整理・児童見守り・安全委員会
10	理 事	すず き しょう ご 鈴 木 省 五	〃	①公務員 ②令和4年6月30日 ③データ入力・公園清掃・総務部会
11	理 事	いがらし てつ お 五十嵐 哲 男	〃	外部理事 世田谷区経済産業部部長（現任）
12	理 事	く どう ふみ あつ 工 藤 郁 淳	再 任	2 期目
13	監 事	いち の くに お 市 野 邦 男	再 任	5 期目
14	監 事	やま もと しま こ 山 本 嶋 子	新 任	外部監事 公認会計士、監査法人、公益財団法人 監事（現任）

※新任理事・監事候補者備考欄に記載の ①職歴 ②センター入会年月日 ③センターでの活動内容(仕事、部会員等)です。

令和７年度 事業計画

1 はじめに

令和７年度は、会員数もコロナ以前の水準に戻りつつ有り、次なる一步を進める段階となりました。しかしながら、依然として高騰を続ける原材料費や光熱水費、更には輸送コストに至るまで物価が上昇する中で、その水準に賃金が追いつかず、高齢者世帯の平均所得も横ばいを続けるなど、大変厳しい状況となっています。

また、母数としての高齢者の人数は確実に増加傾向にあるものの、価値観の多様化や、雇用延長制度の浸透などの社会状況の変化などから、シルバー人材センターの会員としての活動を選択する会員数が大幅に増加する状況には至っておりません。

こうした中で当センターでは令和７年度を初年度とする新たな「第５次中期５か年計画」（令和７年度～１１年度）を策定し、計画的かつ着実に新たな時代を見据えた取り組みを進めていくことといたしました。

今まさにこれまで以上に過去の教訓や常に変化する社会状況、会員や発注者ニーズの変化などをしっかりと認識し、与条件の中で思考停止をするのではなく、不断の努力の下で最適解を求める取り組みが当会には求められております。

2 「基本方針」及び「取組の方向性」

当センターは、法律に基づき、地域の高齢者の就業に関する事業を行う公益法人です。

令和６年度に策定した「第５次中期５か年計画」（令和７年度～１１年度）に基づき、次の５つの「基本方針」及び３つの「取組の方向性」をもとに、本年度の事業活動を積極的に展開して行きます。

「基本方針」

- (1) 会員がいきいきと活躍できる就業や社会奉仕活動等の機会を確保する
- (2) 会員が社会とつながる機会を確保する
- (3) 就業等に関する相談や情報提供等のコーディネート機能を担う
- (4) 意欲ある会員の学び直しの機会を提供する
- (5) 地域との関係性を構築し、公益性のある活動を展開する

「取組の方向性」

- (1) 会員の増加・育成

会員数が減少傾向にある中で、センターの活動の「根幹」である会員の増加・育成に向けた取組を行っていきます。

- (2) 就業機会の確保と就業の推進

魅力ある就業機会を確保・開拓するとともに、実際に会員がそうした機会を活用し、かつ安全に就業できるような取組を行っていきます。

- (3) 組織の活性化

組織の運営方針等をわかりやすい形で共有するとともに、組織として形骸化せず円滑に運営を行っていくよう、活性化に向けた取組を行っていきます。

3 事業目標

本年度の事業計画においては、「第5次中期5か年計画」に基づき、次のとおり事業目標を定め計画を推進します。

会員数	3,000 人
就業率	80%
就業延日人員	240,000 人
受託件数	18,600 件
請負契約金額	14 億 6,132 万円
派遣契約金額	150 万円
smile to smile 登録率	55%
社会奉仕活動参加率（延べ）	10%

4 事業実施計画

(1) 会員の増加・育成

① センターのイメージの刷新・PR

ア ホームページ等による情報発信

当センターに興味のある方が、センターの事業内容等を解りやすく、気軽にアクセスできるよう、ホームページの掲載内容をさらに整理・工夫するとともに、Facebook や Instagram での広告を引き続き行います。

イ 広報紙シルバーせたがやの充実

令和7年度から広報紙シルバーせたがやの会員への配布方法を変更し、郵送2回、デジタル媒体2回とすることで、より迅速な情報伝達を推進します。また掲載内容も就業情報の発信のほか、就業以外の活動等をより紹介していくことで「シルバー人材センター＝就業だけするところ」というイメージを刷新し、センターの面白さを感じ取れるような広報紙づくりを目指します。

② 区民との接点づくり

ア 入会説明会

入会説明会は、宮坂本部での集合形式説明会のほか、1対1での個別入会説明会、オンライン説明会、各地域での出張説明会も随時開催し、入会希望者との接点の形式・回数を増やしていきます。

また、入会希望者が速やかに入会できるように、入会承認手続きを見直します。

イ ボランティア活動や地域イベント参加等を通したセンターの認知度向上

地域組織を単位とする地域に密着した社会奉仕活動や、世田谷クリーンアップ作戦等の行政や他団体と連携した活動の取り組みの強化・拡大、せたがやふるさと区民まつり・いきいきせたがや文化祭をはじめとした区内各種イベントなどで当センターのPRを積極的行います。

③ 研修等による会員の育成

入会3年次研修や役員研修、職群ごとの全体研修会等の充実を図るほか、リーダー格の会員には東京しごと財団の研修への参加等を通して資質向上を図ります。

また、地域活動推進のための研修を行い、地域との連携強化やエリア単位のボランティア活動を促進します。

(2) 就業機会の確保と就業の推進

① 就業機会の新規開拓と新しい形態への対応

ア 指定管理者(区立自転車等駐車場)

令和7年度は、令和8年度から5年間の区立自転車等駐車場における次期指定管理者のプロポーザル公募の年になります。次期指定管理者受託に向けて最善な企画提案を行い、継続した就業場所の確保に尽力します。

イ 請負受託事業

公共事業の受注は、随時、区関係機関への要請やPRにより、仕事の受注の確保・拡大を図ります。特に、地方自治法等に基づく「政策目的随意契約」の趣旨を踏まえ、区の当センター所管部などとの連携を強化するとともに、事務局職員による新規契約への働きかけなど、新規契約を含めた受注拡大をめざします。

また民間事業の受注は、理事による発注者訪問等による受注の確保・拡大をめざします。

ウ 派遣事業

令和6年11月理事会にて派遣事業への参入を決定したことに伴い、令和7年度上半期にはシステム導入などにより事業開始に向けた準備を行います。準備を整えたうえで、下半期中に事業開始ができるよう区や民間企業へPRを図って参ります。

エ 新しい契約方式開始に向けた準備

第5次中期5か年計画では、新しい契約方式（発注者と会員が直接契約を結ぶ形式）開始目標を令和8年度と決めました。令和7年度は、他センターの動向に注視しながら、開始に向けた準備を進めて参ります。

② 就業のコーディネート

ア 未就業会員の調査と就業促進

未就業会員の意向をアンケート調査によって把握し、就業意欲と能力のある会員には積極的に就業機会を提供します。

イ 就業交代とワークシェアリング

一人でも多くの会員に希望する就業の提供ができるよう、「就業の提供計画に関する基準」による就業交代を進めます。また、発注者の理解を得ながら、一つの仕事に複数の会員がローテーションで就業できるよう、ワークシェアリングを積極的に進めます。

ウ 独自事業の展開

会員により独自に企画・実施する事業として、パソコン教室及びカルチャー教室にスマートフォン関連や新たな講座を加える他、さまざまな経験やスキルを持った会員の能力を活かした事業を展開できるよう企画していきます。また令和6年度から開始した和小物の作製・販売事業は、会員同士の輪づくりの場と外国語が得意な会員の活躍の場として様々な面で期待されていることから安定した事業運営を行えるよう販売促進に努めていきます。

また、豊富な経験や知識等を有する新たな会員の発掘や活用により、新たなニーズに合った独自事業の立ち上げを検討します。

エ 会員向けの就業情報の提供

引き続き窓口やホームページにおける就業情報揭示のほか、Smile to Smile を活用したリアルタイムな就業情報提供の充実に努めます。

オ さわやか相談窓口による就業促進

理事による「さわやか相談窓口」を通じ、未就業会員の就業促進と支援、就業への心構えなどの相談に、理事と事務局が連携して対応します。

③ 適正かつ安全な就業の推進

ア 安全委員会による安全推進

安全就業推進計画に基づく安全パトロールを年1回実施するとともに、安全に関する研修等を企画・実施するだけでなく、ホームページやシルバーセタがやを利用した危機管理意識の向上に向けた周知を行い、会員の安全意識の高揚を図ります。

イ 事故等が発生しにくい契約内容の見直し

猛暑日等で会員に危険が生じる可能性がある場合には、就業への配慮を協議できる仕様内容を契約書に盛り込むなど、発注者にご理解を要請していきます。

ウ 就業制限など安全就業に関するルールの再点検

高所作業の受注の見直しなど、安全第一の就業が確保できるよう事業内容を再点検していきます。

(3) 組織の活性化

① 役割の明確化と運営の円滑化

ア 理事会等の役割の整理

理事会の役割の明確化を目指し、理事の意見交換の場を設けます。

また仕事別グループ会議は、コロナ禍による活動休止に伴い形骸化が見受けられるため開催見送りとし、今後のグループの在り方について検討していきます。

イ 事務局職員の人材育成

職場内研修(文書管理研修等)や東京しごと財団主催の研修(職位ごとの研修等)、第4ブロック合同研修(コンプライアンス研修等)への参加や、事務局長からの指導育成を通して、職員としての事務能力等の向上を図ります。

ウ 拠点施設の有効活用方法の検討

老朽化が確認される烏山支部および用賀ワークプラザにおいて、今後多様な有効活用ができるよう、区と修繕・整備に向けた協議を進めて参ります。

エ デジタル化の普及

デジタル機器やその活用能力を有さない会員への配慮のもと、Smile to Smile を活用した各種情報伝達の迅速化およびペーパーレス化に伴う SDGs への貢献に寄与して参ります。

② センター内外におけるつながり・連携の強化

ア 地域組織再編による、センターと会員・会員同士の関係性の強化

コロナ禍の影響によりセンターと会員の関係性が希薄になったことや、会員同士のつながりの場も奪われたことから、その関係性・つながりを強化するため、令和7年度から地域組織を再編します(15組を見直し、18エリアに再編する)。再編された地域組織が効果的な活動ができるよう、活動内容を模索していきます。

イ 社会奉仕活動の推進

社会奉仕活動の推進等により、地域とのつながり・連携を強化し、センターの社会的価値の向上や会員が活躍できる場の充実を図っていきます。

③ 公益法人としての機能の発揮

あったかサロンの運営等の社会奉仕活動や、支えあいサービス等の更なる推進、区からのニーズに応じた公共事業の受託拡大を通して、公益法人としての機能を進展して参ります。

また、公益法人制度の変更等、事業環境の変化に適切に対応します。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
令和７年度 収 支 予 算 書

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

Ⅰ 一般正味財産増減の部		公益目的事業会計 公 1	法人会計	合 計
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益		0	0	0
特定資産受取利息		0	0	0
受取会費		1,500,000	1,500,000	3,000,000
正会員受取会費		1,500,000	1,500,000	3,000,000
事業収益		1,443,791,446	17,524,554	1,461,316,000
受取配分金		1,065,284,000	0	1,065,284,000
受取材料費等		239,109,000	0	239,109,000
受取事務費		139,398,446	17,524,554	156,923,000
労働者派遣事業等受託収益		171,000	0	171,000
労働者派遣事業等受託費収入		171,000	0	171,000
受取補助金等		121,040,000	0	121,040,000
受取連合交付金		28,858,000	0	28,858,000
受取区補助金		91,246,000	0	91,246,000
働き方改革推進支援助成金		55,000	0	55,000
自主事業新設支援事業助成金		261,000	0	261,000
電気自動車等の普及促進事業助成金		310,000	0	310,000
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金		310,000	0	310,000
雑収益		0	0	0
雑収益		0	0	0
経常収益計		1,566,502,446	19,024,554	1,585,527,000
(2) 経常費用				
事業費		1,566,502,446	19,024,554	1,585,527,000
支払配分金		1,065,284,000	0	1,065,284,000
支払材料費等		239,109,000	0	239,109,000
役員報酬費		0	960,000	960,000
職員基本給		66,594,510	5,012,490	71,607,000
職員特別手当		30,471,450	2,293,550	32,765,000
職員諸手当		24,673,830	1,857,170	26,531,000
臨時雇賃金		21,220,000	0	21,220,000
法定福利費		20,635,110	1,548,890	22,184,000
退職給付費用		7,825,020	588,980	8,414,000
福利厚生費		1,144,830	101,170	1,246,000
会議費		405,125	117,875	523,000
燃料費		345,280	720	346,000
旅費交通費		2,725,000	593,000	3,318,000
通信運搬費		7,949,950	814,050	8,764,000
消耗品費		1,932,380	150,620	2,083,000
修繕費		182,000	193,000	375,000
印刷製本費		995,000	575,000	1,570,000
光熱水料費		3,768,090	89,910	3,858,000
貸借料		8,490,538	622,462	9,113,000
保険料		8,264,700	142,300	8,407,000
諸謝金		246,000	0	246,000
租税公課		25,792,860	516,140	26,309,000
支払負担金		317,130	43,870	361,000
委託費		14,066,513	2,520,487	16,587,000
手数料		8,780,980	92,020	8,873,000

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター
令和7年度 収 支 予 算 書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部		公益目的事業会計 公 1	法人会計	合 計
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		100,000	0	100,000
支 払 利 息		53,000	53,000	106,000
リ ー ス 減 価 償 却 費		1,744,260	103,740	1,848,000
減 価 償 却 費		3,376,890	34,110	3,411,000
雑 費		9,000	0	9,000
経 常 費 用 計		1,566,502,446	19,024,554	1,585,527,000

評価損益等調整前当期計上増減額	0	0	0
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	0	0	0

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
期首一般正味財産	99,930,975	6,770,618	106,701,593
期末一般正味財産	99,930,975	6,770,618	106,701,593

Ⅱ 指定正味財産増減の部			
(1) 収 益			
受取補助金等	0	0	0
働き方改革推進支援助成金		0	0
収 益 計	0	0	0
(2) 費 用			
一般正味財産への振替額	937,001	0	937,001
一般正味財産への振替額	937,001	0	937,001
費 用 計	937,001	0	937,001
当期指定正味財産増減額	△ 937,001	0	△ 937,001
指定正味財産期首残高	2,707,631	0	2,707,631
指定正味財産期末残高	1,770,630	0	1,770,630

III 正味財産期末残高	101,701,605	6,770,618	108,472,223
--------------	-------------	-----------	-------------

※当期中における資金借入れ及び重要な設備投資の予定はなし。

公益社団法人世田谷区シルバー人材センター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための、就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都で行うものとする。

第3章 会 員

(センターの構成員)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者

ア 世田谷区に居住する、原則として60歳以上の健康な者

イ 働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の
軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を
活用し、生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している個人
で、会長が推薦し理事会の承認を得た者

(3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、その事業に協力する、理事会
が承認をした個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申
込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものと
する。

(会費の負担)

第7条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛
助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会するこ
とができる。

(除 名)

第9条 正特会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によ
って当該会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの定款その他の規則に違反したとき。

(2) センターの名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員は、正当な理由がある場合には、理事会の決議で除名することが
できる。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。
ただし、特別会員及び賛助会員については、第1号に該当することとなっ
たときは、この限りではない。

(1) 世田谷区に居住しなくなったとき。

(2) 失踪宣告を受けたとき又は死亡したとき。

(3) 会員である団体が解散したとき。

(4) 正特会員全員の同意があったとき。

(5) 1年以上会費を滞納したとき。

(6) 東京都暴力団排除条例第2条第2号から第5号に該当するもので
ある場合

(抛出金品の不返還)

第11条 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入したその会費その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正特会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に、1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

2 正特会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正特会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、その請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日から2週間前までに、正特会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正特会員の中から選任するものとし、選任まで又は選任されない場合には、これを会長が務めるものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正特会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正特会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正特会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第 19 条 総会に出席できない正特会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の出席した正特会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 20 条 正特会員は、代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正特会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第 18 条の規定の適用については、その正特会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した代表理事が署名または記名押印する。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 22 条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理 事 5 名以上 12 名以内
- (2) 監 事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長及び 1 名を常務理事とする。ただし、常務理事は、事務局長を兼ねることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項 2 号上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行なう。
- 4 常務理事は、センターの常務を処理する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、代表理事の職にある理事の再任は3期までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 センターは、理事・監事その他センターの業務を行った者に対し、その費用を弁償することができる。

(役員 の 損害賠償責任 の 免除)

第 29 条 センターは、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

第 6 章 名誉会長及び顧問等

(名誉会長及び顧問等)

第 30 条 センターには、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、一般社団・財団法人法上の役員ではなくセンターに対して何らの権限を有しないが、会長の諮問に応え、会長に対して、参考意見を述べることができる。

3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 センターには、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 3 4 条 理事会の議長は、会長とする。

(決 議)

第 3 5 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 6 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 8 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 3 7 条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て定める。

2 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の管理は、別途理事会で定める手続きによる。

(事業年度)

第 3 8 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 3 9 条 会長は、センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を毎事業年度の開始の日の前日までに作成して理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 4 0 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

（解 散）

第43条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第44条 センターが公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第45条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 センターの公告は、電子公告を使用する方法による。

2 やむを得ない事由により、電子公告を使用する方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

第12章 雑 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記をし、公益法人の設立の登記をしたときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 センターの最初の代表理事は、竹内弘及び衣笠俊一とする。

4 センターの最初の業務執行理事は、梅村恒司とする。

附 則

この定款は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月16日から施行する。

表 彰 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人世田谷区シルバー人材センター(以下「センター」という。)の発展に寄与し、功労のあったものの表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、一般表彰、役員表彰、会員表彰及び職員表彰とし、次の各号に該当するものに対して行う。

- (1) 一般表彰 個人または団体で、センターの発展、会員の福祉に寄与し、その業績が顕著なもの。
- (2) 役員表彰 センターの役員として引き続き3期以上在任し、その業績が顕著なもの。
- (3) 会員表彰 センターの会員として引き続き10年以上在籍し、センター事業の発展に寄与したもの。
- (4) 職員表彰 職員就業規則第33条により表彰されるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に表彰に値するもの。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、会長の推薦に基づいて理事会で決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、会長から感謝状もしくは表彰状を授与して行い、必要と認められるときは、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、総会において行うものとする。ただし、会長が認めたときは、随時行うことができる。

(委 任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成6年7月22日から施行する。

2 この規程制定以前の会員および役員の経過年数はすべて通算する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

表彰規程施行基準

表彰規程による被表彰者は、表彰規程に定めるもののほか、次に定めるところによる。

1. 過去にセンターから同一の種類により表彰されたことがないもの。
2. 役員表彰においては当該年度の定時総会をもって退任する役員で、在任3期に満たないが特に任期中の業績が顕著なもの。
3. 会員表彰においては、表彰当日に会員であって、次の要件の内いずれかを満たすもの。

ア、 1日以上就業した月が年間10ヶ月以上あり、その状態が表彰する前年度の9月30日からさかのぼって、引き続き5年以上あるもの。

イ、 組または班の長として通算3期以上在任しているもの。

ウ、 会員の就業に関する事や、社会奉仕活動において特別な貢献をしたもの。

4. 職員表彰においては、勤続年数が10年、20年、30年及び定年退職時のもの。

○ 平成19年1月26日改正（1. 但し以下追加）

○ 平成23年4月1日改正（3.の改正）

○ 平成28年4月1日改正（1. 一部削除、2の新設、2イの削除・ウの追加）

役員名簿

任期 (令和7年7月20日～令和9年総会の日)

	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	やま だ まさ たか 山 田 正 孝	代表理事
2	副会長	きた の たか あき 北 野 貴 晶	代表理事
3	常務理事	く どう ふみ あつ 工 藤 郁 淳	業務執行理事
4	理 事	うえ の まゆ み 植 野 真由美	
5	理 事	はら だ よし あき 原 田 芳 明	
6	理 事	にし の ふみ ひろ 西 野 文 博	
7	理 事	い とう きょう こ 伊 藤 恭 子	
8	理 事	く ぼ た あつし 久保田 篤	
9	理 事	き うち やす よ 木 内 安 代	
10	理 事	かす や ゆたか 粕 谷 豊	
11	理 事	すず き しょう ご 鈴 木 省 五	
12	理 事	いがらし てつ お 五十嵐 哲 男	外部理事
1	監 事	いち の くに お 市 野 邦 男	
2	監 事	やま もと しま こ 山 本 嶋 子	外部監事